

くみやま 夢 実現 プラン

## 久御山町第3期産業振興計画(案)

～ 5つの「カイ」で進めるものづくりの苗処の成長 ～



令和 7 年 12 月

京都府久御山町



## 目 次

## 第1章 第3期産業振興計画の策定にあたって

1 策定にあたって	1
(1)策定の趣旨	1
(2)位置づけ	2
(3)計画期間	2
(4)計画策定までの手順	2

第2章 産業の背景と現状

1 産業をとりまく現状	3
(1)産業の背景	3
(2)産業の構成	4
2 第2期産業振興計画の総括	9
3 第3期産業振興計画の実行を踏まえた産業をとりまく課題の抽出	12
(1)産業基盤の向上	12
(2)情報発信強化	12
(3)連携・交流の強化	12
(4)人材・後継者育成	12
(5)創業支援	12

第3章 産業振興の基本方針

1 産業振興に対する基本的な考え方	13
2 産業振興の目指すべき姿・方向性	13
(1) 目指すべき姿	13
(2) 目指すべき方向性	14

## 第4章 達成に向けた取組

1 産業振興への5つの取組	16
(1)産業基盤の改善	16
(2)情報発信の改新	18
(3)連携・交流の改革	20
(4)人材・後継者育成の改良	21
(5)創業支援・事業承継の開花	23

## 第5章 計画の推進に向けて

1 推進体制	24
(1)産業振興プロジェクトの設置	24

## 第6章 産業振興会議

1 産業振興会議の概要	25
(1)産業振興会議とは	25
(2)産業振興会議の構成	25
(3)産業振興会議経過	26

## 第7章 参考資料

1 ものづくりの苗処とは	27
2 第2期産業振興計画関連実績(令和2年度～7年度)	28
3 各種アンケート調査の結果	33
I 事業所アンケート調査の概要	33
II 事業所アンケート調査結果の抜粋	35
III 農業者アンケート調査の概要	45
IV 農業者アンケート調査結果の抜粋	47
4 参考条例	54

# 第1章 第3期産業振興計画の策定にあたって

## 1 策定にあたって

### (1) 策定の趣旨

本町は、府内有数の工業集積と立地優位性を有し、これまで地域経済を牽引してきました。しかし、人口減少・人手不足、働き手の高齢化、地域競争の激化、カーボンニュートラル対応など、産業を取り巻く環境は大きく変化しています。

こうしたなか、社会経済情勢の変化に的確に対応するとともに、これまでの産業活動を維持し、またさらなる産業基盤の発展を目指すためには、事業者、産業支援機関、住民、行政が一体となり、時代に合わせた施策を展開しなければなりません。

本町では産業の活性化を図るため、平成27年度に久御山町産業振興計画を策定し、令和2年度に第2期産業振興計画として改定をしました。企業同士や産業支援機関、行政の連携・交流、人材・後継者の育成に向けた国、府、産業支援機関との連携を図り、また、久御山町には、企業が育つ環境・土壤があり、さらには長期的なビジョンを持って事業者自身の成長を支援する必要があることから、「つなぐ・つながる・そだてる ものづくりの苗処 久御山（※）」というコンセプトを設定しました。

令和8年3月に第2期産業振興計画の計画期間が終了することから、これまでの取り組みと成果を踏まえつつ、変動する社会情勢に柔軟かつ積極的に対応するこれからの久御山町の地域経済の持続的な成長を目指すその指針として、具体的な施策を位置づける戦略として「久御山町第3期産業振興計画」を策定するものです。

（※）植物を安定して育てるために種から苗になるまで育てる場所という「苗床」と、場所を指す「処」と合わせ「苗処」とします。商工業や農業などの産業を豊かに育む環境や施策を豊富に備えている久御山町の地を意味します。

### 産業振興計画の経過

第1期産業振興計画  
(平成28年度～平成31年度)

つなぐ・つながる ものづくりの苗処 久御山

第2期産業振興計画  
(令和2年度～令和7年度)

つなぐ・つながる・そだてる ものづくりの苗処 久御山

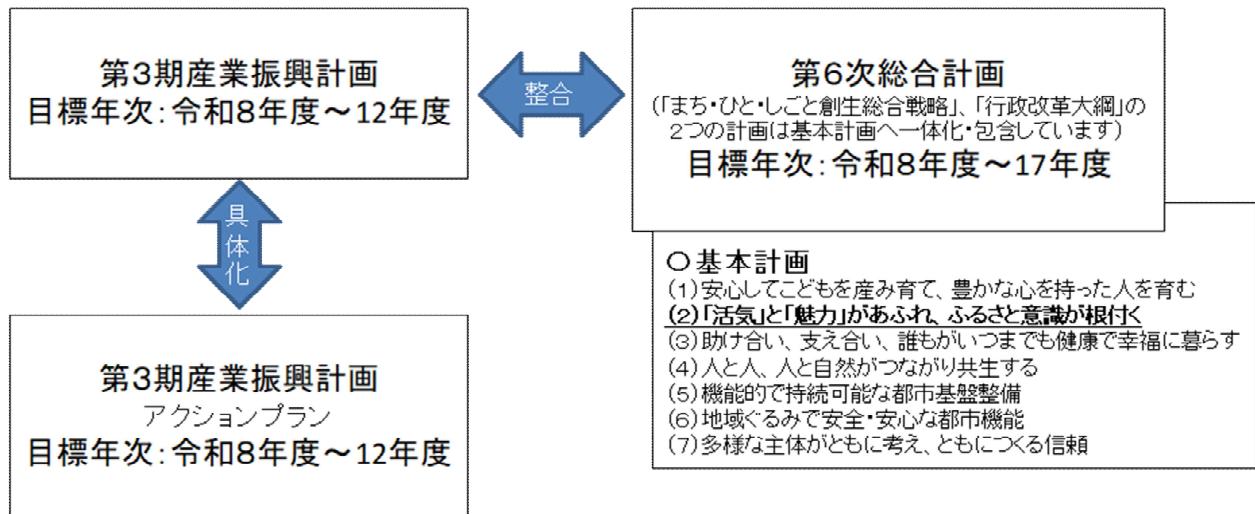
第3期産業振興計画  
(令和8度～令和12年度)

5つの「カイ」で進めるものづくりの苗処の成長

## (2) 位置づけ

本計画は、久御山町第2期産業振興計画を受け継ぎ、上位計画となる現在策定中の「久御山町第6次総合計画」の基本計画『「活気」と「魅力」があふれ、ふるさと意識が根付く』を具現化するものです。

### 産業振興計画と総合計画との関係



## (3) 計画期間

上位計画である「久御山町第6次総合計画」（令和8年度～令和17年度）と整合性を図り、目標年次を合わせ、目標年次は令和8年度を初年度とする5年間とします。

## (4) 計画策定までの手順

- ① 第2期産業振興計画の取組状況等の総括の実施



- ② 第3期産業振興計画の策定にあたり、町内事業者及び町内農業者アンケートの実施、産業振興会議の意見聴取、事業者へのヒアリングを通じて「産業をとりまく課題」を抽出



- ③ 第3期産業振興計画において目指すべき姿と方向性を定め達成に向けた取組を決定

## 第2章 産業の背景と現状

### 1 産業をとりまく現状

#### (1) 産業の背景

久御山町は、昭和29年10月1日に御牧村と佐山村の合併により誕生しました。その前年、京都府南部を襲った集中豪雨による宇治川の決壊により、復旧に係る財政負担が大きく、昭和31年に財政再建団体に指定され、同35年に指定解除されるまで厳しい財政状況を強いられました。

当時は、純農村地が広がる中、主産業は稻作が中心でしたが、昭和41年に町の中央部に国道1号が開通したことを契機に、京都・大阪など都市圏への道路交通の利便性に着目し、行財政基盤をより強固にするため工業地域を整備指定しました。その結果、多くの優良企業が進出し、現在の約1,500の事業所が立地するまでに発展してきました。

一方、農業地域は、稻作から都市近郊農業へ主作物を転換するため京都府営で第1号のほ場整備に着手するなど農業基盤の整備に努め、現在では府内有数の京野菜の産地として認知されています。

これにより東部を住居地域に、中央部を工業地域に、西部を農業地域とした、現在の町の農工住混在のない土地利用が形造られてきました。

計画的な土地利用と住みよい生活環境の形成を目指して、昭和46年に都市計画法による市街化区域・市街化調整区域の決定、昭和48年に用途地域が指定されました。

さらに平成7年には「特別工業地区条例」を制定し、特定の製品の生産や生産の過程で特定の化学物質を使用する工場の立地を制限するなど、公害防止に力を注いできました。

本町においては、今まで深刻な公害問題は発生しておらず、用途地域の設定が有効に働き、これまでの工業が安定して発達してきました。

平成22年4月には、更なる産業振興に向けて「まちの駅クロスピアくみやま」（以下、「クロスピアくみやま」という。）が完成し、まちの大きな魅力である「ものづくりのまち」を町内外に向けて発信するとともに、農商工が連携して魅力あふれるまちづくりを目指し、まちの魅力を考え、発信していく取組を行っています。

令和7年3月には町内初となる大型ホテル「ホテルルートイン京都久御山」が開業し、多くの方が本町を訪れています。周辺の商業施設との連携により、森南大内地区の賑わいの創出が期待されています。

## (2) 産業の構成

### ① 商工業の構成

久御山町の商工業の構成（資料1）は、令和3年では製造業が511事業所、建設業が111事業所、運輸業・郵便業が135事業所、卸売業・小売業が327事業所、飲食店・サービス業が299事業所、医療・福祉業が41事業所、その他が94事業所となっています。そのうち事業所数全体の約4割が工業（製造業、建設業）となっており、事業所の従業員数でみると、全体の4割を占めています。製造業だけでみても、事業所数は全体の3割強、従業員数は全体の約4割を占めており、久御山町には製造業が多いことがわかります。

平成18年から令和3年の増減をみると、全体の事業所数はやや減少しています。業種ごとにみてみると、製造業が約2割、建設業が3割弱減少しているのに対し、運輸・郵便業、卸売業・小売業、飲食店・サービス業は増加しています。従業員数では、全体ではそれほど大きく変わっていませんが、建設業が3割強減少しているのに対し、医療・福祉業は大型病院の進出により、約2倍の増加となり、また運輸業・郵便業、卸売業・小売業、飲食店、サービス業はやや増加しています。

また、従業者規模（資料2）でみると、1～4人が747事業所、5～9人が285事業所、10～19人が216事業所、20～29人が107事業所、30人以上が163事業所となり、1～4人、5～9人の事業所数が全体の事業所数（公務を除く）のうち7割弱を占めており、9人以下の中小零細企業が多いことがわかります。

#### ア 商業

久御山町の商業としては、古くから集落内で、地域住民を顧客に少量の日用品や食料品を扱う商店があり、また、東部に3箇所、北部に1箇所のスーパーがありましたが、多くの住民は、宇治市や伏見区淀などの町外のスーパーに、食料品を求め、買いに行くのが主でした。

また、町内を縦貫する国道1号・24号等の幹線道路には沿道型の飲食店、コンビニエンスストア、ガソリンスタンド、自動車販売・修理店等が多くあります。

平成11年7月には、国道1号東側、京滋バイパス南側の交通の結節点に、その当時では京都府下最大の映画館を併設したジャスコ久御山ショッピングセンター（現：イオンモール久御山）が開店しました。

商業を業種別の事業所数でみると、小売業の事業所数（資料3）は全体で200事業所あり、そのうち、織物・衣服・身の回り品小売が42事業所、飲食料品小売が30事業所、自動車・自転車小売が58事業所と、3業種で全体の約6割を占めています。

また、ジャスコが出店する以前の平成9年には飲食料品事業所が54あったのに対し、令和3年には30事業所と、24も減少しており、ジャスコが出店して以降、地域住民の買い

物がジャスコへ集中した結果として、個人商店が減少したことがわかります。一方で、織物・衣服・身の回り品の事業所数が 36 も増加しています。

令和 3 年の卸売業の事業所数（資料 4）は全体で 127 事業所あり、そのうち、飲食料品卸売が 24 事業所、建築材料・鉱物・金属材料等卸売が 37 事業所、機械器具卸売が 42 事業所あり、3 業種で全体の 8 割以上を占めています。

## イ 工業

久御山町の工業は、旧飛行場の払下げや道路交通網の発達といった様々な条件によって企業進出が促され、大きく発展してきました。

令和 3 年の工業事業所数及び従業者数（資料 5）をみると、金属製品製造業が 111 事業者、生産用機械製造業が 112 事業所あり、この 2 業種だけで製造業全体の 4 割以上を占めています。この他、食料品製造業やプラスチック製品、電子部品・デバイス・電子回路、繊維工業など、様々な業種の事業所があり、特定業種の集積ではなく幅広い業種が立地していることがわかります。

## ② 農業の構成

久御山町の農業は、総農家数、販売農家数（資料 6）とともに減少傾向にあり、令和 2 年の総農家数は 405 戸、販売農家は 260 戸となっています。販売農家では、主業農家が 76 戸、準主業及び副業的農家が 184 戸となっており、準主業等がその多くを占めています。総農家数は、平成 12 年 563 戸から令和 2 年 405 戸へと減少し、販売農家も平成 12 年 459 戸から令和 2 年 260 戸へと大きく減少しています。

また、販売農家人口を見ると平成 12 年から令和 2 年までで 1,286 人減少し、経営耕地面積を見ると平成 12 年から令和 2 年までで 83ha 減少しており、大きく減少傾向にあります。

販売農家における基幹的農業従事者（資料 7）のうち 65 歳以上を占める割合は、平成 17 年と令和 2 年の比較で 11 ポイント増加しており、農業従事者の高齢化が進んでいます。

資料1 業種別事業所数及び従業員数推移

業種	H18		R3		増減(H18～R3)			
	事業所数	従業員数	事業所数	従業員数	事業所数	従業員数		
製造業	641	9,884	511	9,638	-130	-20.3%	-246	-2.5%
建設業	154	1,304	111	930	-43	-27.9%	-374	-28.7%
運輸業・郵便業	117	3,718	135	3,897	18	15.4%	179	4.8%
卸売業・小売業	344	4,010	327	4,306	-17	-4.9%	296	7.4%
飲食店・サービス業	296	2,586	299	2,615	3	1.0%	29	1.1%
医療・福祉業	34	1,092	41	2,383	7	20.6%	1,291	118.2%
その他	104	1,025	94	593	-10	-9.6%	-432	-42.1%
総数	1,690	23,619	1,518	24,322	-172	-10.2%	703	3.0%

※H18 事業所・企業統計調査、R3 経済センサス活動調査より

資料2 産業小分類従業者規模

産業小分類 従業者規模	事業所数	従業者数(人)		
			男(人)	女(人)
全産業(公務を除く)	1,518	24,322	15,447	8,773
1～4人	747	2,227	1,460	762
5～9人	285	2,296	1,588	700
10～19人	216	3,178	2,141	1,037
20～29人	107	2,677	1,780	897
30～49人	81	3,184	2,264	883
50～99人	56	3,992	2,581	1,359
100人以上	26	6,768	3,633	3,135

※R3 経済センサス活動調査より

資料3 小売業の事業所数及び従業者数の推移

	H9		R3		増減(H9～R3)			
	事業所数	従業者数(人)	事業所数	従業者数(人)	事業所数	従業者数(人)		
総数	148	1,126	200	2,426	52	35.1%	1,300	115.5%
各種商品(百貨店等)	0	0	4	589	4	-	589	-
織物・衣服・身の回り品	6	11	42	276	36	600.0%	265	2409.1%
飲食料品	54	438	30	462	-24	-44.4%	24	5.5%
自動車・自転車	28	253	58	526	30	107.1%	273	107.9%
その他	60	424	66	573	6	10.0%	149	35.1%

※H9 商業統計調査、R3 経済センサス活動調査より

資料4 卸売業の事業所数及び従業者数の推移

	H21		R3		増減 (H21～R3)		
	事業所数	従業者数 (人)	事業所数	従業者数 (人)	事業所数	従業者数 (人)	
総 数	143	1,742	127	1,880	16	-11.2%	-138 7.9%
各種商品	0	0	0	0	0	-	0 -
織物・衣服・身の回り品	5	88	3	12	2	-40.0%	76 -86.4%
飲食料品	29	359	24	338	5	-17.2%	21 -5.8%
建築材料・鉱物・金属材料等	44	412	37	379	7	-15.9%	33 -8.0%
機械器具	40	579	42	801	-2	5.0%	-222 38.3%
その他	25	304	21	350	4	-16.0%	-17 15.1%

※H21 経済センサス基礎調査、R3 経済センサス活動調査より

資料5 工業事業所数及び従業者数

	H24		R3		増減 (H24～R3)		
	事業所数	従業者数 (人)	事業所数	従業者数 (人)	事業所数	従業者数 (人)	
総 数	562	8,829	511	9,638	-51	-9.1%	-809 9.2%
食料品	27	1,402	25	1,781	-2	-7.4%	-379 27.0%
プラスチック製品	40	605	37	900	-3	-7.5%	-295 48.8%
金属製品	133	1,479	111	1,448	-22	-16.5%	31 -2.1%
非金属製品	12	293	7	212	-5	-41.7%	81 -27.6%
生産用機械	107	1,405	112	1,692	5	4.7%	-287 20.4%
業務用機械	32	268	28	412	-4	-12.5%	-144 53.7%
電気機械	37	558	31	558	-6	-16.2%	0 0.0%
電子部品・デバイス・電子回路	12	501	12	511	0	0.0%	-10 2.0%
汎用機械器具	28	371	27	295	-1	-3.6%	76 -20.5%
繊維工業	18	173	15	152	-3	-16.7%	21 -12.1%
家具・装備品	15	109	14	89	-1	-6.7%	20 -18.3%
鉄鋼業	15	77	13	100	-2	-13.3%	-23 29.9%
その他	86	1,588	79	1,488	-7	-8.1%	100 -6.3%

※経済センサス活動調査より

資料6 農家数・農家人口・経営耕地面積の推移

		H12	R2	増減 (H12～R2)	
総農家数	(戸)	563	405	-158	-28.1%
販売農家	(戸)	459	259	-200	-43.6%
主業農家（専業農家）	(戸)	102	76	-26	-25.5%
準主業及び副業的農家（兼業農家）	(戸)	357	183	-174	-48.7%
販売農家人口	(人)	2,197	911	-1,286	-58.5%
経営耕地面積	(ha)	462	379	-83	-18.0%

※農林業センサスより

資料7 基幹的農業従事者（年齢別）の推移

年齢区分	H17		R2		増減(H17～R2)	
	人数	構成割合(%)	人数	構成割合(%)	人数	構成割合(%)
15～19歳	0	0.0	0	0.0	0	0.0
20～29歳	18	3.1	6	1.2	-12	-1.8
30～39歳	45	7.6	12	2.5	-33	-5.2
40～49歳	69	11.7	37	7.6	-32	-4.1
50～59歳	120	20.3	64	13.1	-56	-7.3
60～64歳	81	13.7	46	9.4	-35	-4.3
65歳以上	257	43.6	267	54.6	10	11.0
合計	590	100.0	432	88.3	-158	-

※農林業センサスより

## **2 第2期産業振興計画の総括**

---

令和2年度から取組んできた「久御山町第2期産業振興計画」の施策・事業の総括として次のとおり整理します。

### **目指すべき姿**

久御山町という産業基盤の向上、情報発信強化に向けた同じ目的意識の共有、企業同士や産業支援機関、行政の連携・交流、人材・後継者の育成に向けた国、府、産業支援機関との連携など、町内企業の活性化には「つながる」ことが重要であることから産業振興のキーワードを「つなぐ・つながる」とし、また、町内事業者が持続して操業するためには、自社の理念や強みを見つめ、さらには長期的なビジョンを持って事業者自身の成長を支援する必要があることから、キーワードに「そだてる」を加えました。

そして、企業が育つ環境・土壤があるという町の産業を表した「ものづくりの苗処」のコンセプトを受け継ぎ、目指すべき姿を「つなぐ・つながる・そだてる ものづくりの苗処 久御山」と設定しました。

### **目指すべき方向性**

町内の約1,600の事業所の活性化を図ることを目標とし、町内事業所を対象として実施したアンケート調査等を基に「強みと弱み」を整理し、久御山町の産業振興の目指すべき方向性を、「①産業基盤の向上、②情報発信強化(知名度向上)、③連携・交流の強化、④人材・後継者育成、⑤創業支援」の5本の柱として設定し、以下の取組を実施しました。

### **5つの取組**

#### **(1)産業基盤の向上**

〈強み〉

- ・大都市近郊ながら駐車場を無料で使える施設が多く、自動車での移動がしやすい。
- ・みなくるタウンの開発が進み、新たな企業進出が間近。

〈弱み〉

- ・鉄道駅がないため、幅広い層の従業員の確保が困難。
- ・環境負荷への支援が不十分。

《取組状況》

- ・みなくるタウン第1期、第2期産業立地促進ゾーン、住街区促進ゾーンの整備推進
- ・久御山町都市計画マスターplanに基づく農業の維持
- ・町制施行70周年記念イベントで公共交通のPRをバス会社と実施
- ・がんばる農家応援事業（スマート農業）補助

- ・企業セミナーの開催

## (2)情報発信強化

〈強み〉

- ・若い農業経営者を中心に京野菜等をブランド化し、付加価値をつけて販売している。
- ・産業大使など、住民が主体的に地域の情報を発信している。

〈弱み〉

- ・小規模事業所や生産農家が多く、プロモーションや販売戦略が不得意。
- ・事業者や農家が情報発信する意識が希薄。

《取組状況》

- ・メッセナゴヤへの出展（久御山町産業売り込み隊）
- ・まちの駅クロスピアくみやまHP企業データベースの登録数の充実
- ・久御山町産業大使の制度化
- ・ホームページリニューアル補助金
- ・展示会出展支援助成補助金
- ・産業売り込み隊による積極的な売り込みの実施

## (3)連携・交流の強化

〈強み〉

- ・市民団体の活動が活発で、集客力のあるイベントを市民団体で主催している。
- ・クロスピアくみやまでコワーキングスペースを開設し、個人起業家を中心に利用がされている。

〈弱み〉

- ・集客力のある大型施設や宿泊施設と連携した取組が少ない。

《取組状況》

- ・まちの駅クロスピアくみやまHP企業データベースの登録数の充実
- ・町内事業者間の異業種連携交流会の開催
- ・まちの駅クロスピアくみやま施設の維持・改修
- ・産業振興プロジェクト／ワーキングチーム結成
- ・京都文教大学等と連携した企業見学バスツアー等
- ・情報交換会議の開催

## (4)人材・後継者育成

〈強み〉

- ・人口比に対する外国人の割合が高い。

〈弱み〉

- ・近隣市町に比べ、有効求人倍率が高い。
- ・事業承継など跡継ぎ問題に対する意識が希薄。

《取組状況》

- ・会社説明会の実施
- ・コワーキングスペースの設置
- ・セミナーの開催
- ・インターンシップ、企業見学バスツアーの実施

## (5) 創業支援

〈強み〉

- ・若い農業経営者が多く、独自色のある農家が増えてきている。
- ・スタートアップの芽も出てきている。

〈弱み〉

- ・代表者の高齢化が進み、跡継ぎのいない企業が増えている。

《取組状況》

- ・創業支援事業の実施
- ・京都府事業承継ネットワークに参加
- ・産業振興プロジェクト／ワーキングチーム結成

## 実施した結果

上記の取組を実施し、情報発信や企業連携、創業支援事業等をすることができました。さらには大学と連携したインターンシップ、企業見学バスツアー等を実施し、人材確保のための体制も整備することができました。

しかし、多種多様な事業所や農家が久御山町で活躍していますが、それぞれの交流があまり進んでおらず、新しい価値を創造できる場が育っていません。

整備できた体制や事業をさらに成長させるとともに、事業所の交流を促進することで、企業自身の成長させる取組が今後必要です。

### **3 第2期産業振興計画の実行を踏まえた産業をとりまく課題の抽出**

---

今後さらなる産業振興施策を図るため、また現在の農業者、商工業者の実態を把握するために「町内事業所アンケート調査」「町内農業者アンケート調査」を行いました。また、産業振興会議や事業者へのヒアリングを通じて、5つの方向性ごとに課題を整理しました。

#### **(1) 産業基盤の向上**

- ・規模拡大や点在用地の集約のための事業用地確保
- ・生産性向上（A I、I o T化等）のための機械、生産管理システム等への導入支援
- ・環境に配慮した取組に関する支援

#### **(2) 情報発信強化**

- ・久御山町の特徴を捉えたP R強化
- ・H Pや会社案内の整備・充実
- ・S N Sや動画情報などを活用した情報発信の推進

#### **(3) 連携・交流の強化**

- ・事業所、行政、商工会、金融機関等の連携強化
- ・他社の従業員による交流機会創出
- ・クロスピアくみやまを核とした異業種交流の推進

#### **(4) 人材・後継者育成**

- ・年齢や立場に合わせた人材育成の取組
- ・後継者を育成する機会の創出
- ・子育て世帯や外国人を取り込んだ多様で柔軟な働き方の創出

#### **(5) 創業支援**

- ・事業承継や第2創業支援の推進
- ・社会課題の解決につながる企業の支援

また、アンケート調査を通じて、自己の強みのある企業や長期的な視点のある企業においては売上や後継者育成が好調であることがわかり、こうした企業の増加を図るべきだと考えられます。

# 第3章 産業振興の基本方針

## 1 産業振興に対する基本的な考え方

本町は、道路交通の利便性や住工混在がなく、操業環境が良いことから、「ものづくりの苗処」として、企業が育つ環境・土壤が整っており、農業と工業が調和し、発展してきました。

さらにその土壤を活かし、町内の農業者、商工業者ともに長期的な視点を持ち、持続して操業ができるようにするために、前述の課題解決のための産業施策を実施するとともに、住民、事業者、農家、大学、行政等が積極的に交流し、新たな方向性にチャレンジすることで新しい価値を創造するとともに、目先の利益だけにとらわれず、地域課題や社会課題の解決に挑戦する事業所を支援していく必要があります。そのためには、多様な価値観をもった人材を雇用し、育てていく必要があります、新たな価値の創造が多様な人材を惹きつけます。町は積極的な支援とともに、これらの取組（ストーリー）を発信することで、住民、事業者、農家、大学、行政等とともに成長していく姿勢が重要であると考えます。

## 2 産業振興の目指すべき姿・方向性

### (1) 目指すべき姿

町内事業者が持続して操業するためには、自社の理念や強みを見つめ、さらには長期的なビジョンを持って事業者自身の成長を支援することが必要です。そのためには、産業基盤の向上、情報発信強化、連携・交流の強化、人材・後継者の育成、創業支援など、第2期産業振興計画で示された「つなぐ・つながる・そだてる ものづくりの苗処」を引き続き実施していくことが重要です。

これら企業が育つ環境・土壤があるという町の産業を表した「ものづくりの苗処」のコンセプトを受け継ぎつつ、更に事業を推進・成長する必要があることから、目指すべき姿を「5つの「カイ」で進めるものづくりの苗処の成長」と設定します。

目指すべき姿

5つの「カイ」で進めるものづくりの苗処の成長

## (2) 目指すべき方向性

前節の基本的な考え方を踏まえ、久御山町の産業振興の目指すべき方向性を次のとおり設定します。

### **①産業基盤の改善**

産業基盤として適正な土地利用の維持、産業用地へ魅力のある企業の誘致、交通の利便性の確保など、経済活動を支えるためのインフラや技術基盤を強化するとともに、事業者の経営力の向上を図り、農業と商工業の二刀流の産業基盤の改善を図ります。

### **②情報発信の改新**

既存の情報伝達方法を見直し、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）とHP（ホームページ）との相乗効果を引き出すとともに、展示会や販売会によるパフォーマンスを効果的に組み合わせ、求められる最新の情報をより迅速に伝える伝達方法に改新します。

### **③連携・交流の改革**

事業者、農業者、金融機関、大学等学術機関、行政など様々な主体間の連携を促し、交流を充実させるとともに、大学研究機関等との連携をより深め、新商品開発や販売力の向上につなげる新たな取組を、产学研官連携を強化することで、改革します。

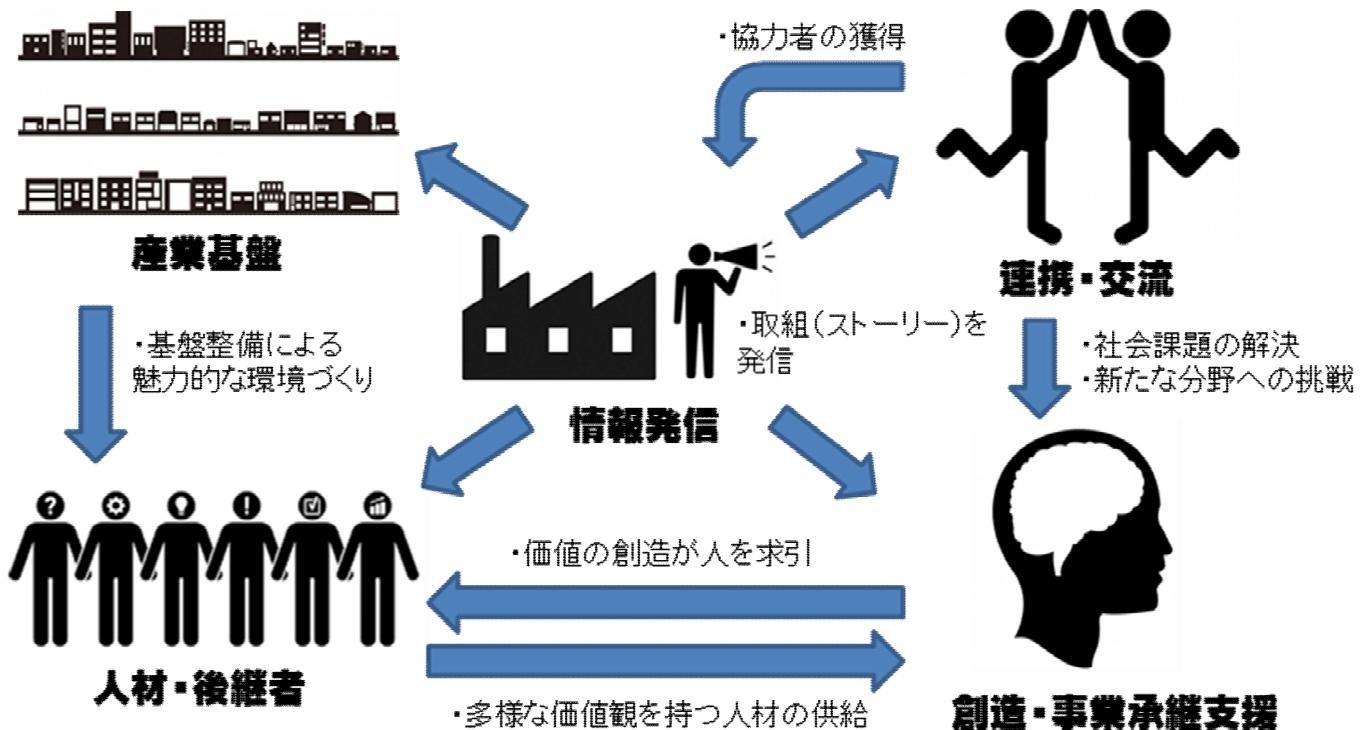
### **④人材・後継者育成の改良**

人材、後継者の育成は組織の持続的な経営と成長に必要不可欠であることから、現状の分析や育成計画の策定、実勢を踏まえた評価と改善に取り組み、女性や若者が生き生きと働きがいのある職場環境に改良します。

### **⑤創業支援・事業承継の開花**

新たな経済活動の担い手となる創業者の事業が成功し花を開くために必要な支援を充実させます。特に親族や社内に後継者がいない場合に、M&Aの手法を用いて事業を第三者に引き継ぐ仕組みづくりに取り組みます。

## 目指すべき方向性の事業イメージ



## 第4章 達成に向けた取組

### 1 産業振興への5つの取組

#### (1) 産業基盤の改善

産業基盤として適正な土地利用の維持、産業用地へ魅力のある企業の誘致、交通の利便性の確保など、経済活動を支えるためのインフラや技術基盤を強化するとともに、事業者の経営力の向上を図り、農業と商工業の二刀流の産業基盤の改善を図ります。

#### ① 新たな産業用地の造成

- 新市街地「みなくるタウン産業立地促進ゾーン」など新たに市街化区域に編入した用地の基盤整備

#### ② 地域経済けん引企業の立地促進

- 地域未来投資促進法に基づく京都府久御山町基本計画に位置付けた業種の企業の優先的立地の促進

#### ③ 農業未来予想図の実現（※農林水産省 令和6年2月策定 農業DX構想2.0「農業DX構想2.0～食と農のデジタルトランスフォーメーションへの道筋～」より）

- ロボットトラクターによる自動耕耘やドローンによる農薬散布などのスマート農業の拡大や、気象、作物の生育データの分析へのAI活用などテクノロジーの改善
- 高温など気温変動に適したコメの奨励品種導入や環境保全型農業の推進など小規模農業の経営基盤の改善
- 農地集積コーディネータと農地中間管理機構を活用した農地の集積・集約による経営の大規模化
- 京野菜のまちくみやまの久御山町産ブランドへの支援

#### ④商工業の未来予想図の実現

- ウェルビーイングやSDGsの達成を見据え、経営段階に応じた事業者のAI化、ICT化、DX化への活用研修や導入支援
- 自社の強みに気づき、経営力の強化につながる機会創出や認証取得等への支援

#### ⑤交通インフラの充実

- みなくるタウンなど新たな産業拠点への新バス路線の誘致
- 東西道路軸の充実に向け、近隣市町村との連携強化
- 通勤MM（モビリティ・マネジメント）の促進や町内の事業所を来訪する人の移動の利便性向上

#### ⑥環境インフラの改善

- LED化やソーラーカーポートの整備など、省エネ・再生可能エネルギーの導入支援
- 産業基盤を支える水道インフラの更新や道路・橋梁の改善

#### ⑦事業者の経営力の向上

- 久御山町みなくるタウン企業立地促進条例に基づく固定資産税の減免措置等の支援
- 緊急事態に備えるためのBCP（事業継続計画）の策定や環境負担の軽減と持続的な経営発展の両立に向けた支援

#### ⑧住宅環境の改善

- 職住近接のための住宅環境の整備の推進

## (2) 情報発信の改新

既存の情報伝達方法を見直し、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）とHP（ホームページ）との相乗効果を引き出すとともに、展示会や販売会によるパフォーマンスを効果的に組み合わせ、求められる最新の情報をより迅速に伝える伝達方法に改新します。

### ① SNSを集客の入口として活用

- 産業大使やインフルエンサーを活用したリアルな情報発信、顧客との関係構築、データ分析を戦略的に実施
- 町の公式InstagramなどのSNSやPR動画など映像を活用した情報発信

### ② HPによる詳細な情報の発信

- SNS投稿からHPへの誘導などにより深い情報を提供するなど、SNSとHPの相乗効果を発揮する仕組みづくりの支援
- HP、SNS、ショート動画を活用した情報発信充実のための支援
- 自社の強みに気づき、発信力の強化を目指す継続的なセミナーの開催
- ビッグデータの活用と高精度な予測に基づいた、ターゲットを絞った広報強化
- クロスピアくみやまのHP等を活用した企業情報の充実と発信の強化、特産品取扱ブースの開設

### ③ 産業売込み隊によるFace to Faceの発信

- クロスピア市の充実と、グランハット、（仮称）MIZUBEステーション、久御山中央公園など、賑わいの拠点を活用した販売会の実施
- 大展示会への出展地域の比較検討と異業種交流や企業風土に応じた効果的な出展の支援
- 農業体験イベントや農産物直売所等を活用した農業と住民との交流支援
- 特産品開発事業の充実と開発された商品の販売拡大への支援

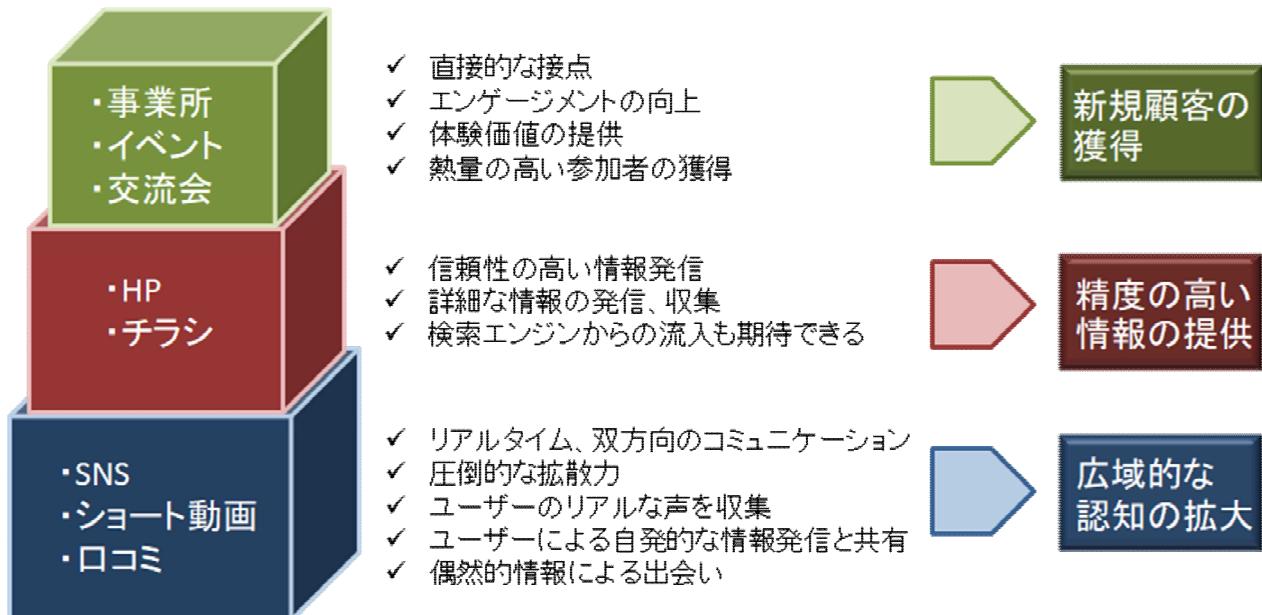
#### ④オール久御山のシティプロモーション

- 住民や事業者によるオール久御山のシティプロモーションによるものづくりの苗処のイメージ定着とブランド化
- くみやま夢タワー137ロゴマークを住民や事業者等がより活用しやすい仕組みづくりとシビックプライドの醸成
- 京都府、お茶の京都DMO等の協力団体と連携した情報発信体制の強化
- 「野菜のまち」久御山町食育推進条例に基づく食育、健康の観点からの野菜のPR

#### ⑤体験型農業の実践と発信

- 農業体験農園や直売所開設の課題整理と支援（マニュアルの作成等）
- 歩くまち事業や町内拠点でのイベント等との連携による収穫体験や直売所めぐりの実施

#### 情報発信の実施イメージ



### (3)連携・交流の改革

事業者、農業者、金融機関、大学等学術機関、行政など様々な主体間の連携を促し、交流を充実させるとともに、大学研究機関等との連携をより深め、新商品開発や販売力の向上につなげる新たな取組を、産官学連携を強化することで、改革します。

#### ①事業者間の連携

- 近隣自治体間連携を通じた広域的なビジネス商談会、展示会の開催
- 同業種、異業種間の交流の創出、連携強化
- 若手経営者等から構成される団体やコミュニティ等の活動の活性化
- 農産物の生産・販売のための共同（協働）を行う団体等への支援
- 大型ショッピングモール等町内に立地する企業との連携により賑わいの創出や機運醸成イベントの開催
- クロスピアくみやまを活用した商談会や交流会、地域団体と連携したイベントの開催
- 主題的にクロスピアくみやまを活用する地域団体との連携強化
- 京都府「食の京都T A B L E 事業」と連動した府内道の駅等との連携拡大

#### ②産学官連携の強化

- ハローワークや商工会との連携強化やコミュニティ等の活動の活性化
- 大学と連携したアグリプラットフォーム（農業者研修）の充実や特産物開発、農業新技術の導入を促進
- 「黄金の茶室」に継ぐ、大学と町内企業連携によるコラボ商品企画の推進
- 近隣自治体と連携した会社説明会や交流会、展示会の開催

#### ③中小企業の新製品・新サービスへの支援

- 創造的な新製品や新技術への支援を実施
- 独創的な新サービスの積極的な活用支援

#### (4)人材・後継者育成の改良

人材、後継者の育成は組織の持続的な経営と成長に必要不可欠であることから、現状の分析や育成計画の策定、実勢を踏まえた評価と改善に取り組み、女性や若者が生き生きと働きがいのある職場環境に改良します。

##### ①企業や行政、大学等、地域に関する人や団体等で活動し、企業や地域の魅力向上に取り組む「就域」による雇用の確保

- 求職者と事業者をつなぐ会社説明会や就業体験バスツアーを活用した雇用の創出
- 子育て世帯、シニア層、外国人などの幅広い人材を確保するための職場環境整備と積極的な雇用の推進
- 外国人人材の生活環境のサポートや生活の知恵・知識の共有
- 広域的な就域を意識した合同会社説明会による人材の確保
- 職住近接の住宅用地の確保

##### ②「就域」活動のサテライトオフィスとしてのクロスピアくみやまの機能向上

- クロスピアくみやまのコワーキングスペースや会議室の利用促進
- ハローワークや事業者、関係機関と連携した就域マッチングの創出

##### ③経営者や後継者に対するセミナーの開催

- 経営者、新卒採用者（高齢者含む）、従業員・事務、営業、技術者等働く人の立場に応じたスキルアップやメンタルセミナーの開催などを通した久御山町の企業風土の向上の検討
- 長期的な視点で後継者を育成するための後継者育成計画（サクセッションプラン）の策定に向けた研修の実施

#### **④魅力的な職場づくりの推進**

- オンライン出勤やAX（AI トランスフォーメーション）を取り入れ、自動化、効率化を推進した新しい働き方の提案
- 京都府ワーク・ライフ・バランス推進宣言企業、「子育て環境日本一」に向けた職場づくり行動宣言企業、きょうと健康づくり実践企業の町認定制度のコラボと、奨学金返済支援制度導入企業の拡充をはじめ、新たに働く人への支援措置の充実・改良
- 結婚（婚活）、出産（妊活）がしやすい職場環境の整備づくりの改良
- 社会貢献企業を支援する住民や団体への機運醸成と、社会貢献活動に対する教育、取組、連携を支援

#### **⑤新・農村人（アグリビジネスパーソン）の農村生活支援**

- 家族で農業に従事する人、農業法人の従業員、農村の環境のなかで家族や仲間と暮らしたい人、マーケティングやスマート農業などのビジネススキルを生かして二地域居住をする人、農業法人を設立したい人などを新・農村人（アグリビジネスパーソン）と認定し、法人には事務所の設置を、個人には住宅建設を含む農業生活の支援を検討。

## (5) 創業支援・事業承継の開花

新たな経済活動の担い手となる創業者の事業が成功し花を開くために必要な支援を充実させます。特に親族や社内に後継者がいない場合に、M&Aの手法を用いて事業を第三者に引き継ぐ仕組みづくりに取り組みます。

### ① 創業者に対するサポート体制の確立

- 創業支援ネットワーク「久御山チャレンジスクエア」の情報共有によるマッチングやサポート
- 創業支援事業（ビジネス・プランコンテスト）の推進によるスタートアップ支援の充実

### ② 第二創業・事業承継への支援

- 新たな事業活動となる第二創業や後継者への事業承継を円滑に行えるよう支援機関と連携したサポート体制の確立や啓発活動による機運の醸成
- 行政、産業支援機関等と連携した取引先のマッチング、立地や助成制度等の情報共有のための体制づくり

### ③ 事業承継型M&Aに着手

- 後継者不足の解消と会社の事業を円滑に継続・発展させるため、M&Aの活用を推進するための補助金制度の創設
- 農業経営を継承または継承する予定の後継者等が、経営継承後の経営発展に関する計画づくりや同計画に基づく取組みを実施する際の、国等の補助金を活用した支援の検討

# 第5章 計画の推進に向けて

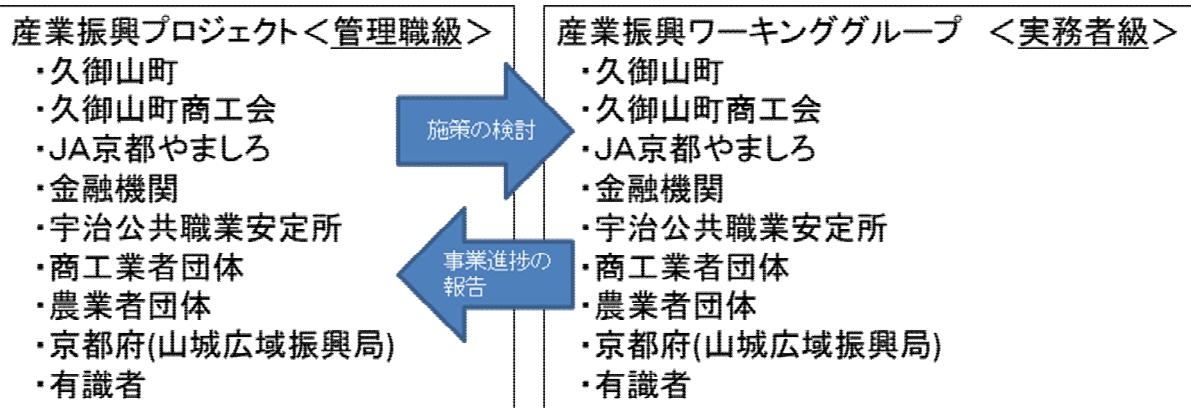
## 1 推進体制

### (1) 産業振興プロジェクトの設置

本計画の実施に当たっては、商工会やJA、金融機関、京都府などの機関等と連携し、事業を展開します。また、京都府や近隣の自治体とも適切な連携を図ります。町においては関係機関の関係者による会議や情報交換などにより積極的に関係機関の情報を入手します。町内事業所に向けては町から広報紙、HP、SNSの活用等によって発信します。またニーズが予想される事業者に対しても、個別的に情報提供を行います。

さらには、本計画に掲げた方向性を実現するため、下記の図のイメージのとおり「産業振興プロジェクト」を設置し、産業振興ワーキンググループとともに具体的なアクションプランの推進、修正、実施、評価を実施します。この会議は産業支援機関や金融機関、京都府、有識者等の関係者によって構成し、適宜開催することとします。

#### 産業振興プロジェクトの設置イメージ



## 第6章 産業振興会議

### 1 産業振興会議の概要

#### (1) 産業振興会議とは

本計画の策定にあたっては、これまで様々な事業において協力関係を築いてきた産業支援機関や金融機関、京都府、有識者など、産業の各分野で活躍されている主体から構成される産業振興会議を設置して、産業振興の推進に向けた具体的な検討を行いました。

#### (2) 産業振興会議の構成

産業振興会議の構成メンバーは次のとおりです。

##### ■産業振興会議委員（敬称略　五十音順）

氏名	役職	備考
上坂 真理子	MAHALO MARCHE 代表	
岸田 秀紀	京都府山城広域振興局農林商工部 部長	
北川 善庸	京都銀行久御山町支店 支店長	
桐山 健一	宇治公共職業安定所 所長	
齊藤 徹	株式会社アグティ 代表取締役	
田中 淳夫	京都やましろ農業協同組合 参与	
都築 紗矢香	久御山町農産物直売所運営協議会 会長	
中森 孝文	龍谷大学政策学部 教授	座長
松本 和樹	久御山ものづくり C-AMP 代表	
村田 正己	京都府農業法人経営者会議 会長	
安田 知穂	久御山町商工会 理事	

### (3)産業振興会議経過

#### ■開催経過

回	開催年月日	議題
第1回	令和7年 7月 15日 (火)	・産業振興計画関連事業の実績について ・産業振興計画の方向性について 等
第2回	令和7年 10月 31日 (金)	・アンケート調査結果報告について ・産業振興計画の方向性について 等
第3回	令和7年 11月 25日 (火)	・久御山町第2期産業振興計画の素案について
第4回	令和8年 1月 日 ( )	・産業振興計画案について ・アクションプラン素案について
第5回	令和8年 2月 日 ( )	・産業振興計画案について ・アクションプラン案について

## 第7章 参考資料

### 1 ものづくりの苗処とは

本町では、旧飛行場の払い下げにより大きな面積が工業用地に転用され、多くの中小企業が進出してきた経過があります。貸し工場での創業からはじまり、成長（規模拡大）した企業、町内に移転されてきて成長（規模拡大）した企業など、交通の利便性や住工混在がなく事業がしやすいなどのプラス要因と企業各々の強みから、「育つ環境」が整っています。

また、農業においても、600年以上の歴史がある「淀苗」や、京野菜等の主要産地であることなどから、「育つ環境」があります。

農商工業といった「産業」における苗処として、「育つ環境」という土壤が整っているという考え方から、「苗処」というコンセプトを考えました。

淀苗は、久御山町で成長させた苗を全国各地に発信し、その土地で根を下ろし、成長し、実をつけていきます。商工業においても、久御山町という「土壤」で成長した企業という「苗」が様々な部品や製品という「葉・花・実」を、近畿はもとより全国に発信できるように、また、1500あまりの企業が「土壤」に根を下ろし今後も定着してもらえるように、久御山町の「土壤」を活性化し、企業という「苗」の強みを伸ばせるような施策を講じていきます。

#### 【苗が育つプロセスに必要な物事にあてはめると…】

「土壤」とは…久御山町という土壤・環境を指す

「苗」とは…町の産業を活性化させる企業を指す

「葉・花・実」とは…企業が生産・提供する製品やサービスを指す

「種」とは…産業を支える人材やアイデアを指す

「水・CO<sub>2</sub>」とは…企業の生産活動を行うための設備・取引を指す

「光合成」とは…企業の活動・生産活動を指す

「品種改良」とは…企業自らが行う企業連携・新分野進出・新製品開発・販路開拓等を指す

「肥料」とは…町の産業振興施策や産業支援機関の各種施策を指す



## 2 第2期産業振興計画関連実績（令和2年度～平成7年度）

### (1) 産業基盤の向上（交通・土地）

産業基盤として適正な土地利用の維持、魅力のある産業用地の創設と、交通の利便性の確保、事業者の経営力の向上を図ります。

①新たな産業用地の確保

#### 実績

- ・みなくるタウン第1期、第2期産業立地促進ゾーン、住街区促進ゾーンの整備推進

②農商工バランスのとれた土地利用の維持

#### 実績

- ・久御山町都市計画マスタープランに基づく農業の維持

③久御山町地域公共交通網形成計画に基づく就業者への公共交通の利便性の確保

#### 実績

- ・町政施行70周年記念イベントで公共交通のPRをバス会社と実施

④事業者の経営基盤の向上を支援する

#### 実績

- ・がんばる農家応援事業（スマート農業）補助件数

令和3～6年度 6件

- ・企業セミナーの開催

令和4～6年度 22回

#### 【実績の概要と課題】

みなくるタウンの整備に向けて、産業立地促進ゾーンに加えて、住街区促進ゾーンも開発を進めているところである。

農家に対する新たな取組、公共交通の維持、企業ニーズに合った産業立地の活用を図る必要がある。

## (2) 情報発信強化（知名度向上）

産業情報の積極的な発信により知名度を向上しブランド化を推進するとともに自社の強みに気づき、それを活かした事業者情報発信力を強化します。

### ①オール久御山のシティプロモーション

#### 実績

- ・メッセナゴヤへの出展（久御山町産業売り込み隊）

令和3～6年度まで毎年参加

### ②特色のある農業情報の発信

#### 実績

- ・まちの駅クロスピアくみやまHP企業データベースの登録数の充実

登録件数 132件（R7.3時点）

### ③町の戦略的パブリシティ活動の充実

#### 実績

- ・久御山町産業大使の制度化

産業大使登録件数 34人（R7.3時点）

### ④自社PR力の強化

#### 実績

- ・ホームページリニューアル補助金

令和4～6年度 25件

- ・展示会出展支援助成補助金

令和4～6年度 29件

#### 【実績の概要と課題】

メッセナゴヤへの企業出展など、関西にとどまらず広域的に企業プロモーションを実施できた。

農家を含め、プロモーション戦略に不慣れな企業をどのようにPRしていくかが課題。

### (3) 連携・交流の強化

町内外の同業種、異業種の事業者及び、産業支援機関、行政機関との交流を促進することにより、連携力を強化し、新商品開発や販売力の向上につなげます。

#### ①町内事業者間の連携強化

##### 実績

- ・まちの駅クロスピアくみやまHP企業データベースの登録数の充実  
登録件数 132 件 (R7.3 時点) (再掲)
- ・町内事業者間の異業種連携交流会の開催  
令和4～6年度 22回

#### ②産業情報発信拠点を活かした連携、交流の強化

##### 実績

- ・まちの駅クロスピアくみやま施設の維持・改修  
コワーキングスペースの設営、販売コーナーのリニューアル

#### ③産業支援機関との連携を図る

##### 実績

- ・産業振興プロジェクト／ワーキングチーム結成
- ・京都文教大学等と連携した企業見学バスツアー等

#### ④近隣自治体との連携

##### 実績

- ・情報交換会議の開催  
令和3～6年度 3回

### 【実績の概要と課題】

就域ディレクター事業で、企業訪問バスツアーや会社説明会などを実施し、雇用の創出につなげた。

近隣市町村を含め、金融機関や企業との連携を今後どのように発展させていくかが課題。

#### (4) 人材・後継者育成

産業支援機関やハローワーク、京都ジョブパーク、教育機関、近隣自治体等と連携し、各種事業の活用を通じて、人材や後継者を確保し、育成します。

- ①若者をはじめとした求職者や学生に地域の魅力を伝え、地域への就職を地域が一丸となって取り組む「就域」による雇用の確保

##### 実績

- ・会社説明会 令和4年度～6年度 10回開催

- ②「就域」活動のサテライトオフィスとしてのクロスピアくみやまの機能向上

##### 実績

- ・コワーキングスペースの設置

登録者数 252人 (R7.3時点)

- ③経営者や後継者に対するセミナーの開催

##### 実績

- ・セミナー開催回数 令和4～6年度 22回（再掲）

- ④魅力的な職場づくりの推進

##### 実績

- ・企業見学バスツアー

学生、求職者を対象に町内企業を見学するバスツアーを実施。

令和4～6年度 12回開催

#### 【実績の概要と課題】

クロスピアくみやまにコワーキングスペースを設置し、多くの方に利用いただいた。また、ハローワークや大学等多くの関係機関と連携を深めていくことができ、会社説明会やセミナーを実施することができた。

有効求人倍率は依然として高く、さらに有効な取組を検討していく必要がある。

## (5) 創業支援

新たな経済活動の担い手となる創業者(スタートアップ企業)や、中小企業等の新たな事業活動を支援します。

- ①創業者に対するサポート体制を確立する

### 実績

#### ・創業支援事業の実施

ビジネスプランコンテスト補助金 令和4～6年度 2件

創業融資利子補給補助金 令和4～6年度 4件

- ②第二創業(事業承継)への支援

### 実績

#### ・京都府事業承継ネットワークに参加

- ③産業支援機関等との連携と情報共有

### 実績

#### ・産業振興プロジェクト／ワーキングチーム結成（再掲）

### 【実績の概要と課題】

久御山チャレンジスクエアが構築できており、企業の創業を支援できた。さらに関係機関の情報共有の体制づくりを進めていく。

事業承継について、関係機関と情報共有を図り、今後の取組に活かしていく必要がある。

### **3 各種アンケート調査の結果**

---

#### **I 事業所アンケート調査の概要**

##### **1 調査の目的**

本調査は、第3期久御山町産業振興計画の策定に向け、町内事業所の実態と産業振興上の課題を把握し、今後の活性化施策立案の基礎資料とする目的として実施されました。

##### **2 調査概要**

項目	事業所アンケート調査
調査対象者	久御山町内の事業所
調査期間	令和7年8月4日（月） ～8月20日（水）
調査方法	郵送配布・郵送回収による記入方式
配布数	1,389件
有効回収数	306件
有効回収率	22.0%

##### **3 主な調査項目**

- 事業所の概要について
- 経営について
- 連携及び交流について
- 雇用状況、後継者、人材戦略について
- 本町の施策について

##### **4 概要資料の見方**

◇回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合があります。このことは、本報告書内の分析文、グラフ、表においても反映しています。

◇複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。

◇図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が

困難なものです。

◇図表中の「n (number of case)」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。

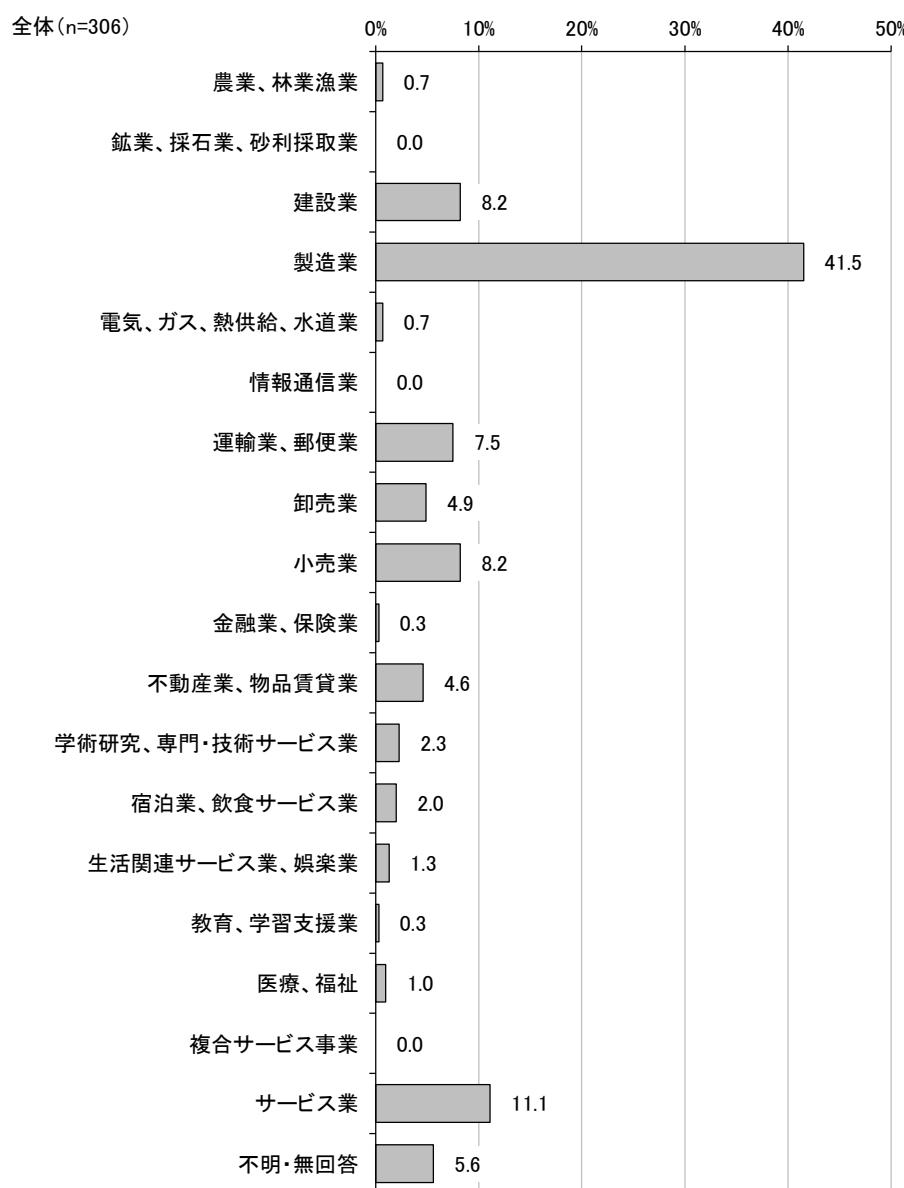
◇本文中の設問の選択肢は簡略化している場合があります。

## II 事業所アンケート調査結果の抜粋

### 1 事業所の概要について

#### 事業所の業種（単数回答）

業種についてみると、全体では「製造業」が41.5%と最も高く、次いで「サービス業」が11.1%、「建設業」と「小売業」が同率で8.2%となっています。

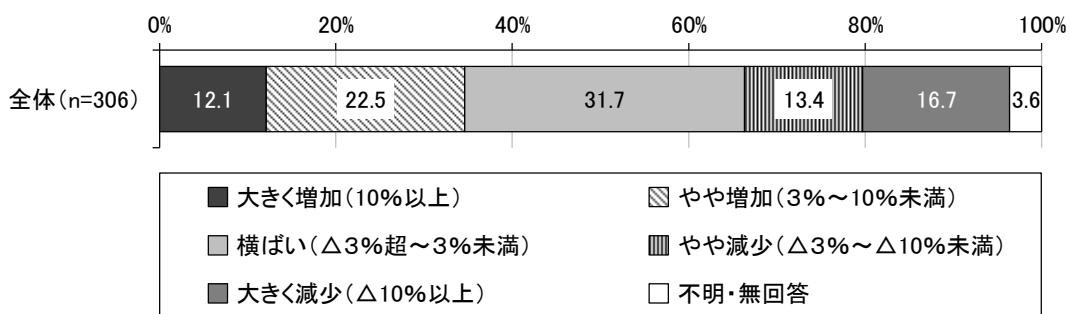


## 2 経営について

設問 1-1 3年前と比較した売上高について、あてはまるもの1つに○をつけてください。（単数回答）

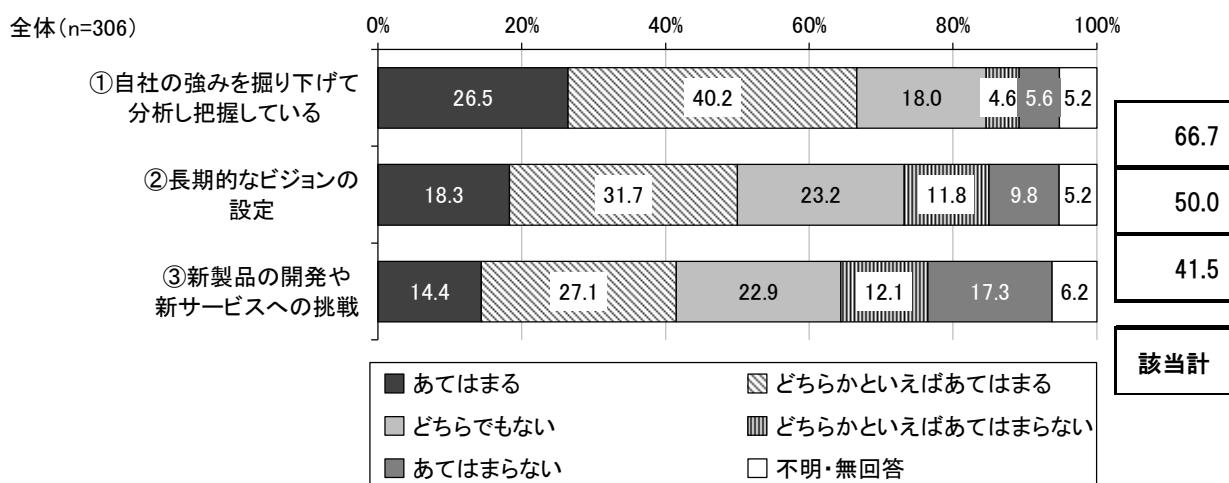
3年前と比較した売上高についてみると、全体では「ほぼ横ばい（△3%超～3%未満）」が31.7%と最も高く、次いで「やや増加（3%～10%未満）」が22.5%、「大きく減少」が16.7%となっています。

また、クロス集計により長期的なビジョンの設定を「あてはまる」と回答した事業所のうち、売上高を「やや増加」、もしくは「大きく増加」と回答した事業所の割合は計44.4%となっており、平均と比べて高くなっています。他の数値を比較しても同様の傾向があり、長期ビジョンを設定している事業所は、売上高が増加している傾向がややみられる。



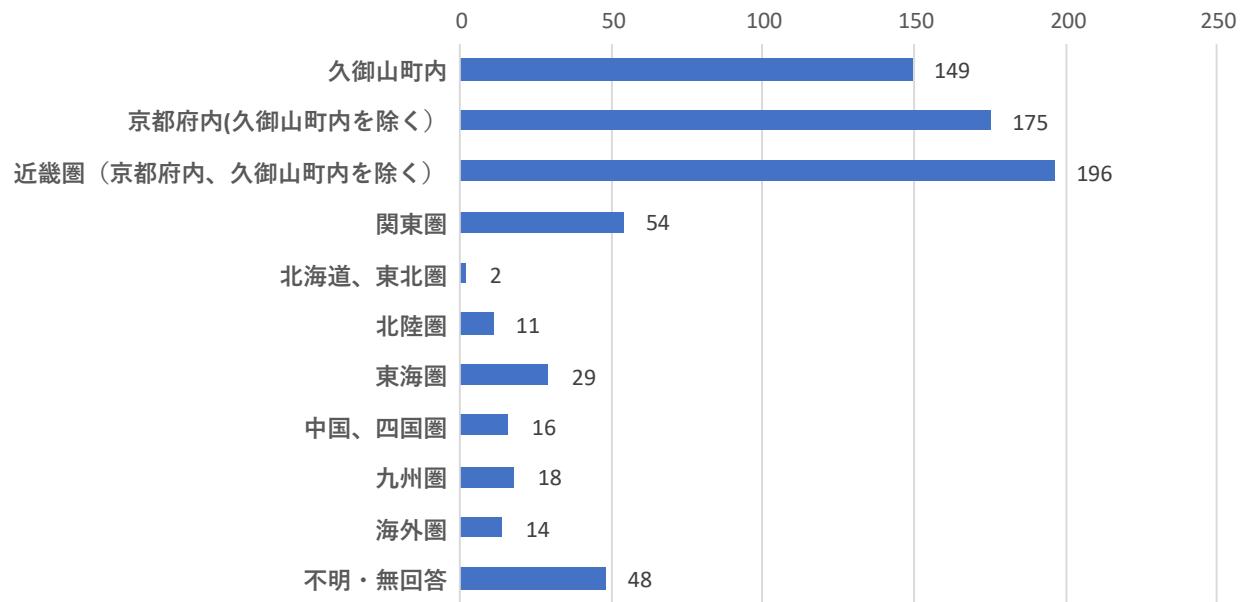
設問 3 貴事業所における現状や方向性に関して、①～③の各項目について、それぞれ1～5のあてはまる番号を選んで○をつけてください。（単数回答）

事業所における現状や方向性についてみると、《①自社の強みを掘り下げて分析し把握している》では「あてはまる」と「どちらかといえばあてはまる」の割合が合計で66.7%と最も高くなっています。その他、《②長期的なビジョンの設定》では、合計55.0%と約半数、《③新製品の開発や新サービスへの挑戦》では、合計41.5%とやや低くなっています。



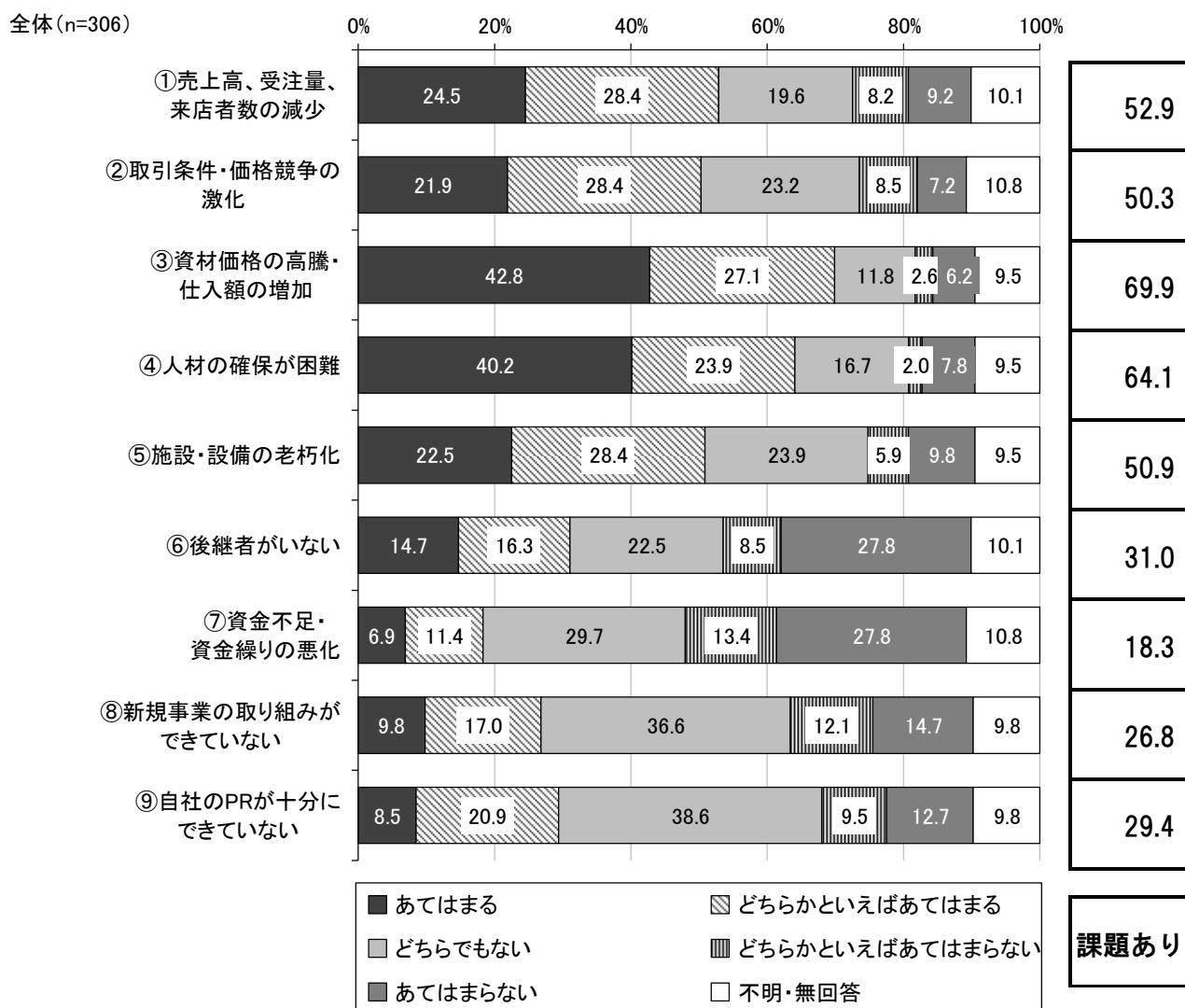
設問7 貴事業所における今後販路を拡大したい商圏についてあてはまるもの3つに○をつけてください。

今後の販路拡大の意向について、近畿圏までの範囲で拡大を検討しており、それ以降の販路拡大については極端に少なくなっています。近畿圏での取組を期待していることが確認できます。



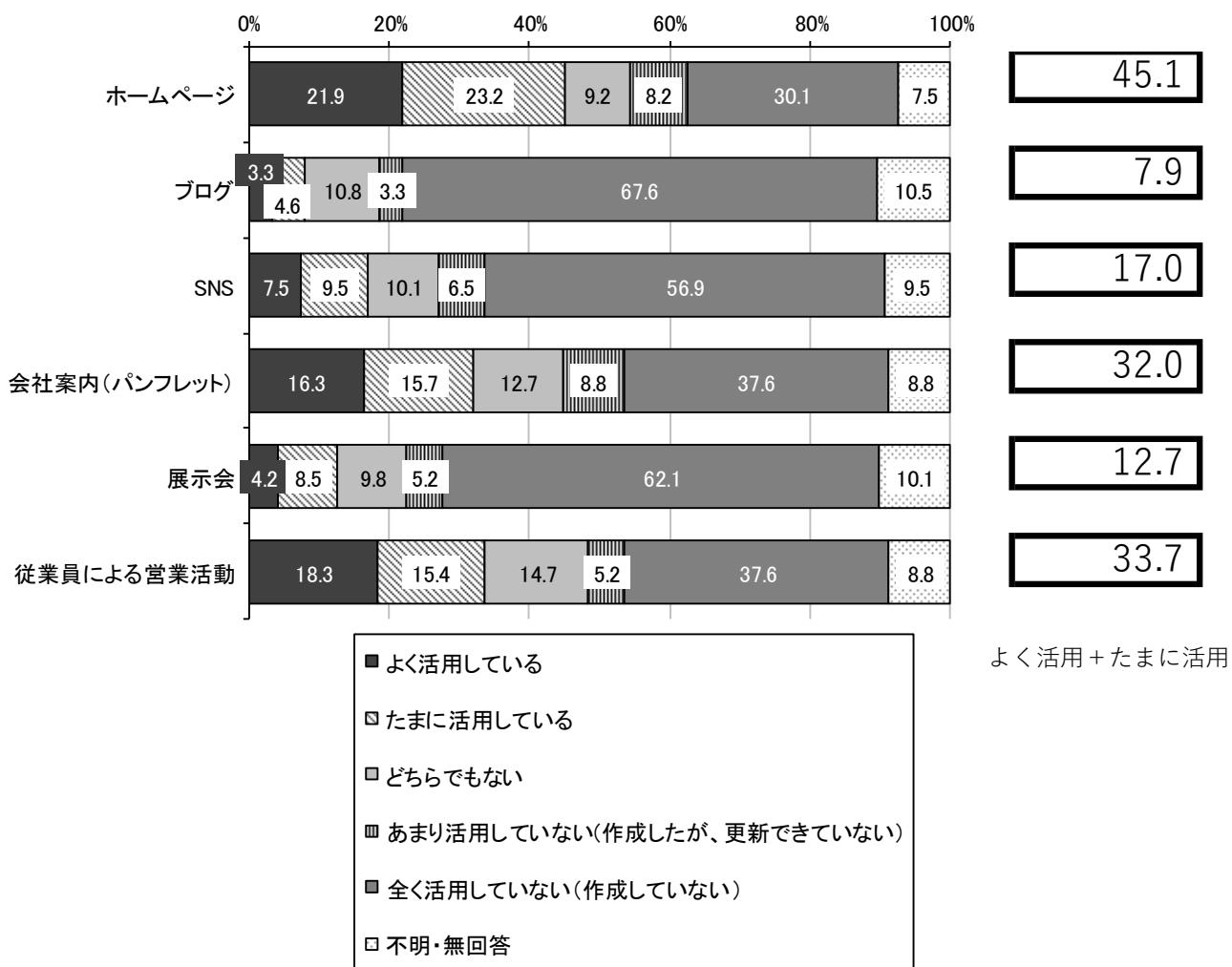
設問9 貴事業所の「経営上の課題」とお考えのものは何ですか。以下の①～⑨の各項目について、それぞれ1～5のあてはまる番号を選んで○をつけてください。（単数回答）

事業所の「経営上の課題」についてみると、「《③資材価格の高騰・仕入額の増加》、《④人材の確保が困難》では、「あてはまる」と「どちらかといえばあてはまる」を合計すると6割を超えています。また、「《⑦資金不足・資金繰りの悪化》では、「あてはまる」と「どちらかといえばあてはまる」の合計が2割未満と最も低く、資金不足や資金繰りの悪化が課題と考えている事業所は比較的少ないことが読み取れます。



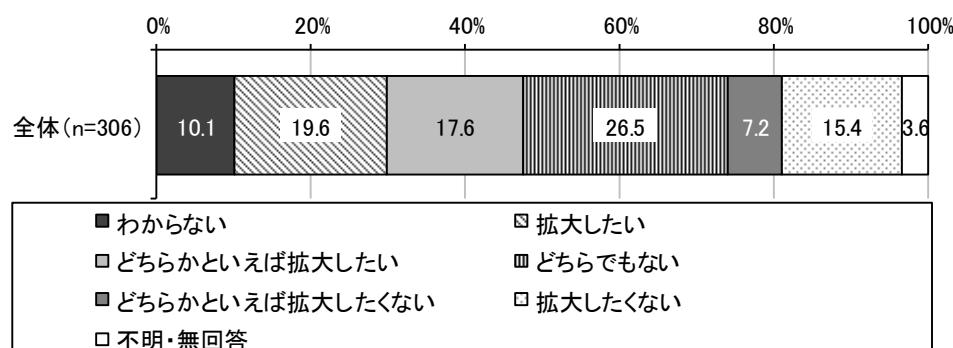
設問10 貴事業所の情報発信の手段についてあてはまるもの1つに○をつけてください。

情報発信手段として、「よく活用している」と「たまに活用している」を合計すると、ホームページは45.1%とやや活用できていますが、ブログは7.9%、SNSは17.0%となっており、ほとんど活用できていません。ブログやSNSなど、新しい情報発信の手段が必要な状況です。



設問11 貴事業所において、事業用地を拡大又は店舗の拡大をしたいと思いますか。あてはまるもの1つに○をつけてください。

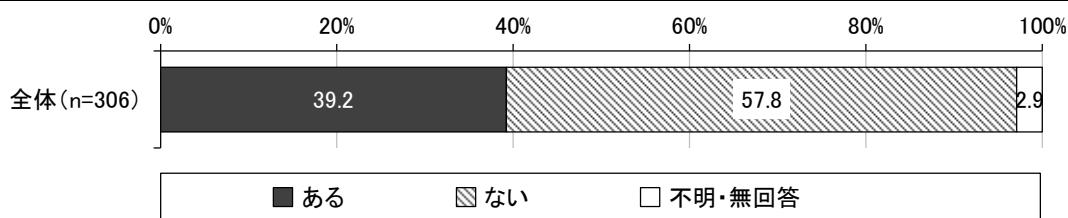
事業用地の拡大について、「拡大したい」と「どちらかといえば拡大したい」の合計は37.2%となっており、新たな事業用地を求める事業所が多いことが読み取れます。



### 3 連携及び交流について

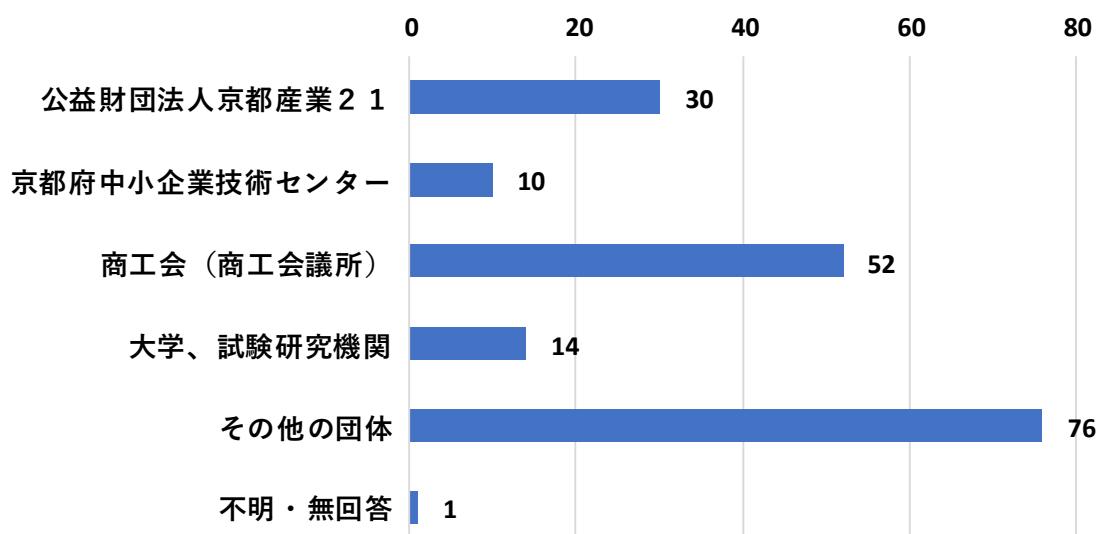
設問 12-1 取引以外で産業関係機関や同業及び異業種の事業者と交流する機会がありますか。（単数回答）

取引以外で産業関係機関や同業及び異業種の事業者と交流する機会があるかについてみると、「ある」が 39.2%、「ない」が 57.8%となっています。



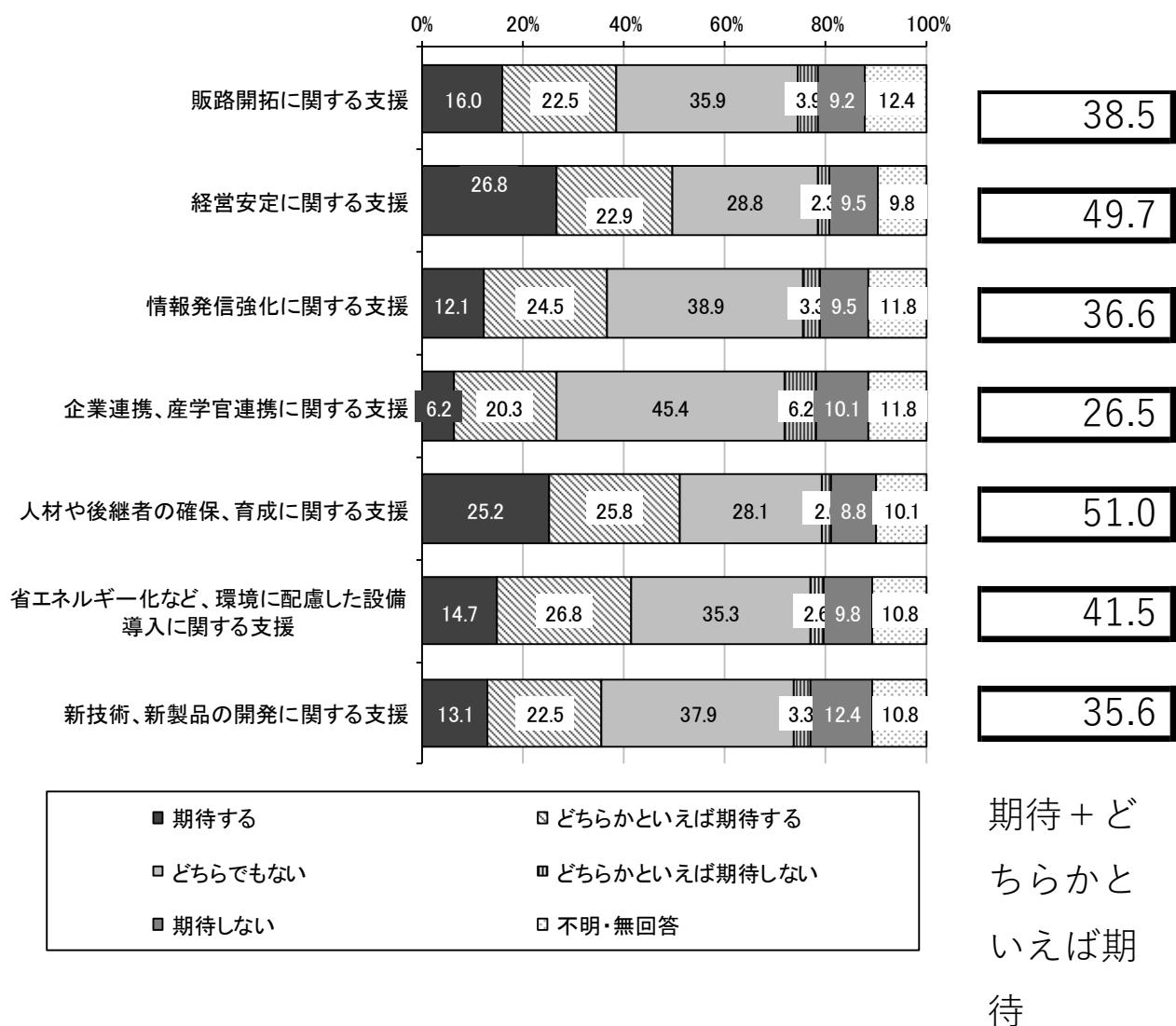
設問 12-2 連携及び交流をおこなっている対象は何ですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

商工会や公益財団法人京都産業 21 での交流が最も盛んですが、その他として金融機関や同業者による連合会に加入している企業も多数いることから、何らかの団体に加入して交流している企業が多いことが読み取れます。



設問16 今後、どんな産業振興施策や行政支援策に期待されますか。①～⑦の各項目について、それぞれの期待度を1～5から選んで、あてはまるものに○をつけてください。

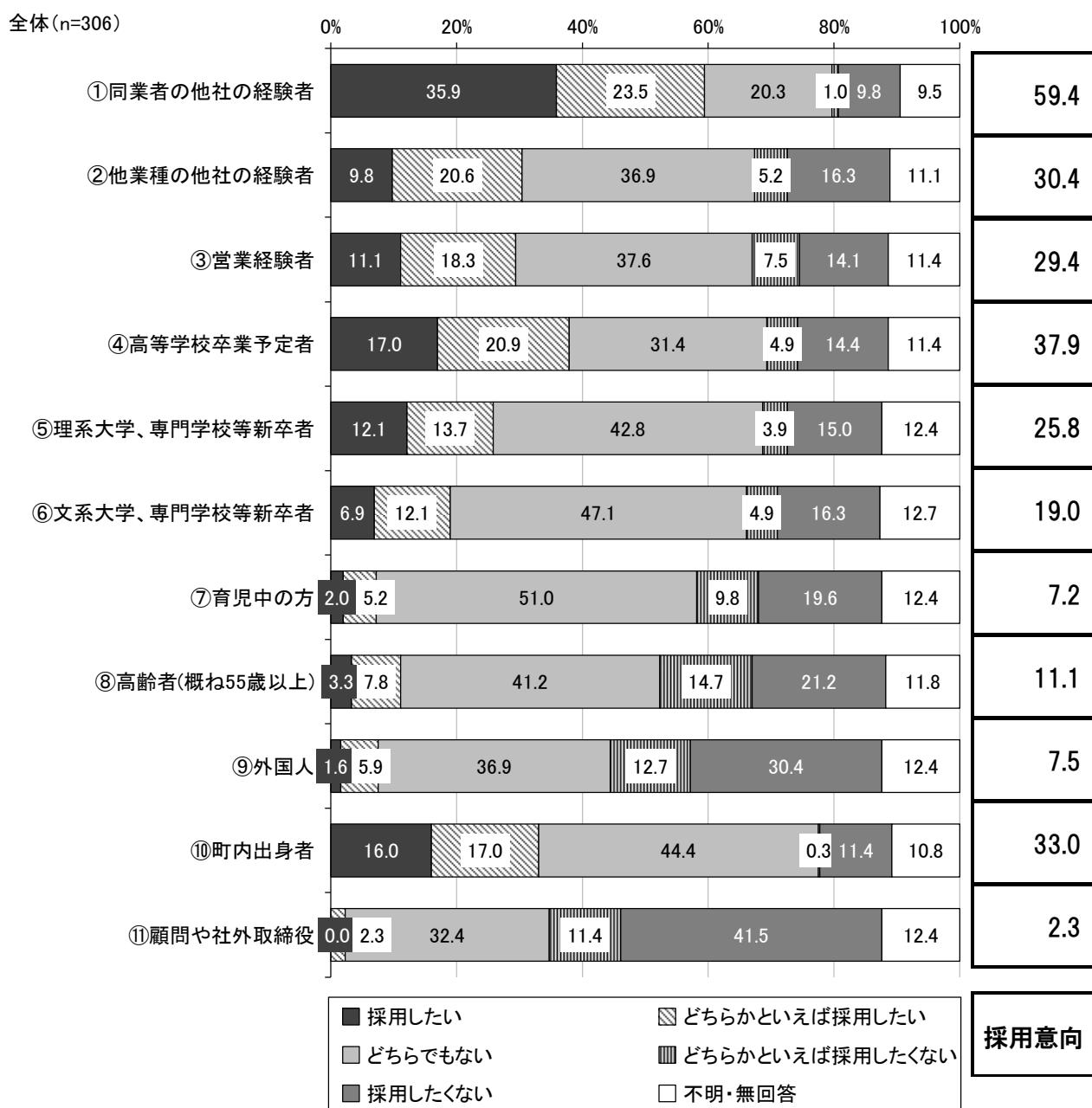
今後の施策について「期待する」と「どちらかといえば期待する」の合計は、「経営安定に関する支援」が49.7%、「企業連携、産官学連携に関する支援」が51.0%、「人材確保や後継者の確保、育成に関する支援」が41.5%と高くなっている。



## 4 雇用状況、後継者、人材戦略について

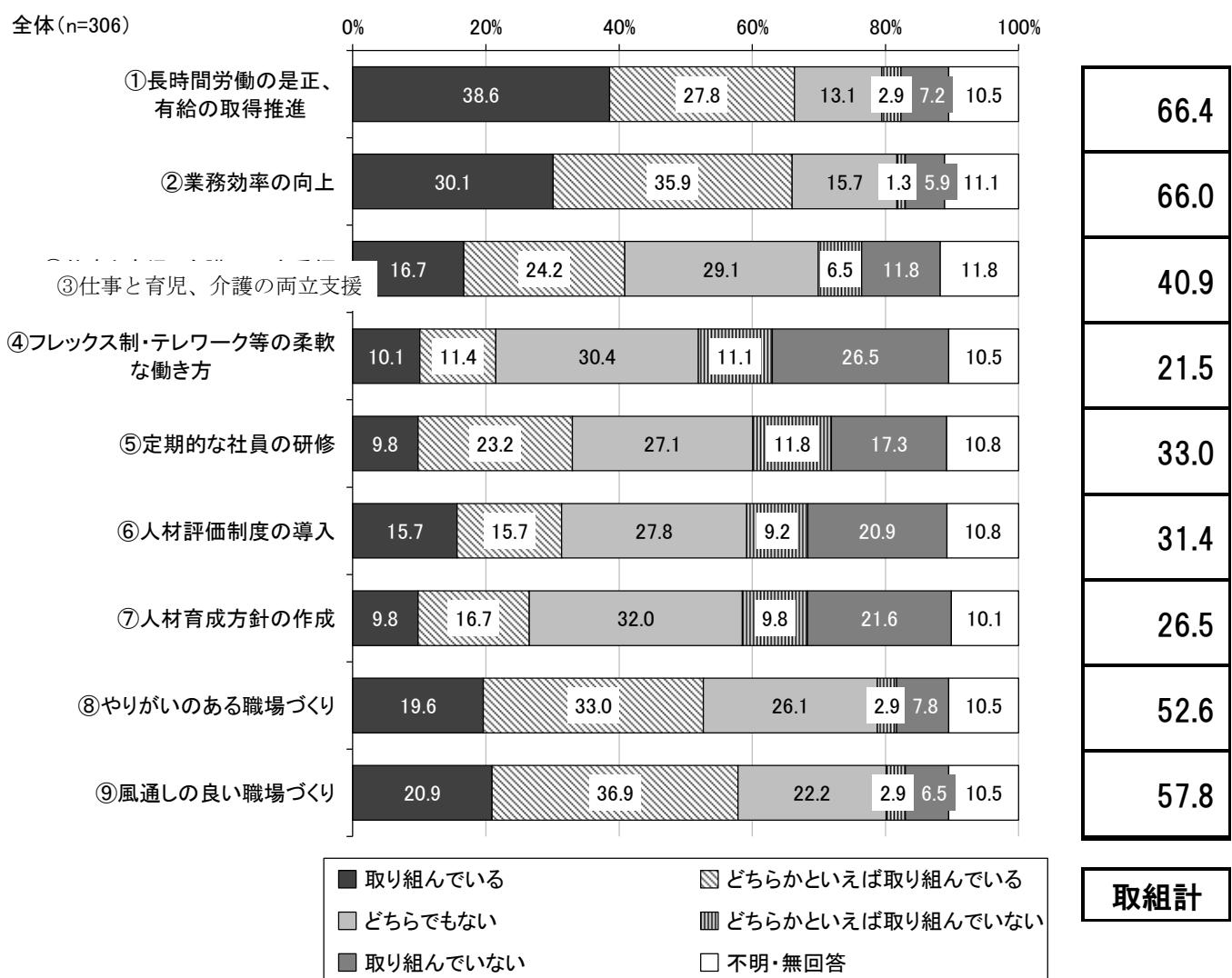
設問17 貴事業所で採用したい人材について各項目にあてはまるものに○をつけてください。（単数回答）

事業所で採用したい人材についてみると、《①同業者の他社の経験者》では、「採用したい」と「どちらかといえば採用したい」が合計59.4%と最も高くなっています。次いで、《④高等学校卒業予定者》、《⑩町内出身者》の順に高くなっています。また、《⑦育児中の方》、《⑨外国人》、《⑪顧問や社外取締役》では、「採用したい」と「どちらかといえば採用したい」の合計が1割未満となっています。



設問21 貴事業所の人材育成や職場づくりについてお伺いします。次の全ての取り組みについて、貴事業所の現状であてはまるものに○をつけてください。（単数回答）

事業所の人材育成や職場づくりについてみると、《①長時間労働の是正、有給の取得推進》と《②業務効率の向上》では、「取り組んでいる」と「どちらかといえば取り組んでいる」の合計が6割以上と高くなっています。また、《④フレックスタイム制・テレワーク等の柔軟な働き方》、《⑦人材育成方針の作成》では、「取り組んでいる」と「取り組んでいない」の合計が2割程度と低くなっています。



## ○まとめ

### ■事業所の概要について

- ✓ アンケートの回答は製造業者が中心であった。

### ■経営について

- ✓ 3年前と比較した売上高は、企業により差はあるものの、平均値で比較するとほぼ横ばいであった。
- ✓ 長期ビジョンを設定している企業は売上高が増加している傾向であった。
- ✓ 今後の販路は近畿圏内の拡大を希望する事業所が多くかった。
- ✓ 経営上の課題は、売上高や来店者の減少、取引条件の激化、資材の高騰、人材確保、施設の老朽化などの回答が多くかった。資金不足はあまり課題として感じていないようであった。
- ✓ 主な情報発信手段はホームページであり、ブログやSNSはほとんど活用していなかった。

### ■連携及び交流について

- ✓ 同業者や異業種の事業者との交流について、約4割に交流の機会があり、その相手先は多種多様であった。
- ✓ 今後望まれている施策について、経営安定に関する支援、人材確保や育成に関する支援、環境に配慮した設備導入に関する支援などの回答が多くかった。

### ■雇用状況、後継者、人材戦略について

- ✓ 採用したい人材について、同業他社の経験者、高校生などが望まれているが、育児中の方や外国人は敬遠されていた。
- ✓ 人材育成や職場づくりの取組について、長時間労働の是正や業務効率の向上などを多くの事業所が実施されていた。また、やりがいのある職場づくりや風通しの良い職場づくりにも気を配っていた。一方で、育児と介護の両立支援、フレックス制・テレワークの導入、定期的な社員研修などは推進できていなかった。

### III 農業者アンケート調査の概要

#### 1 調査の目的

本調査は、第3期久御山町産業振興計画の策定に向け、町内農業者の実態と産業振興上の課題を把握し、今後の活性化施策立案の基礎資料とする目的として実施されました。

#### 2 調査概要

項目	農業者アンケート調査
調査対象者	久御山町内の農業者
調査期間	令和7年8月1日（金） ～8月20日（水）
調査方法	郵送配布・郵送回収による記入方式
配布数	619件
有効回収数	369件
有効回収率	59.6%

#### 3 主な調査項目

- 農業者の概要について
- 長期的な視点について
- 後継者及び人材育成について
- 農業の強みについて
- 連携及び交流について
- 本町の施策について

#### 4 概要資料の見方

◇回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合があります。このことは、本報告書内の分析文、グラフ、表においても反映しています。

◇複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。

◇図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が

困難なものです。

◇図表中の「n (number of case)」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。

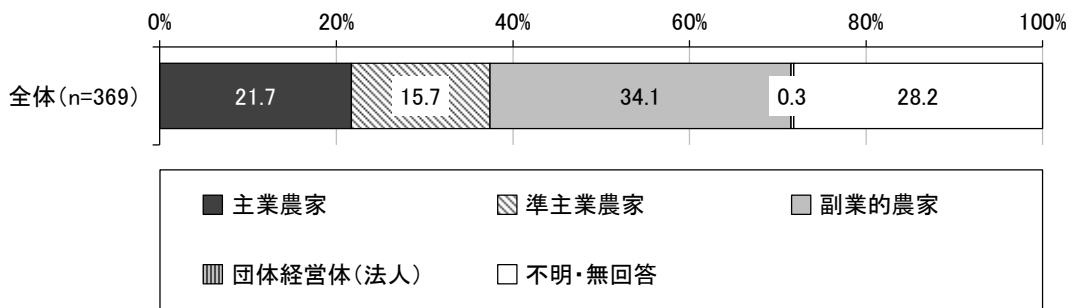
◇本文中の設問の選択肢は簡略化している場合があります。

## IV 農業者アンケート調査結果の抜粋

### 1 農業者の概要について

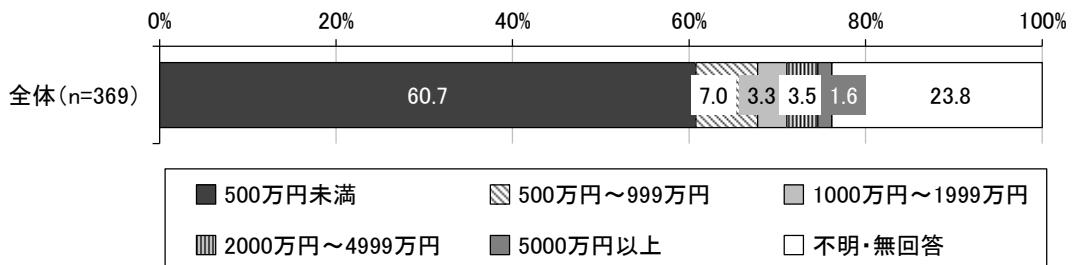
設問2 あなたの農家分類について、あてはまるものに○をつけてください。 (単数回答)

農家分類についてみると、全体では「副業的農家」が34.1%と最も高く、次いで「不明・無回答」を除くと、「主業農家」が21.7%、「準主業農家」が15.7%となっています。



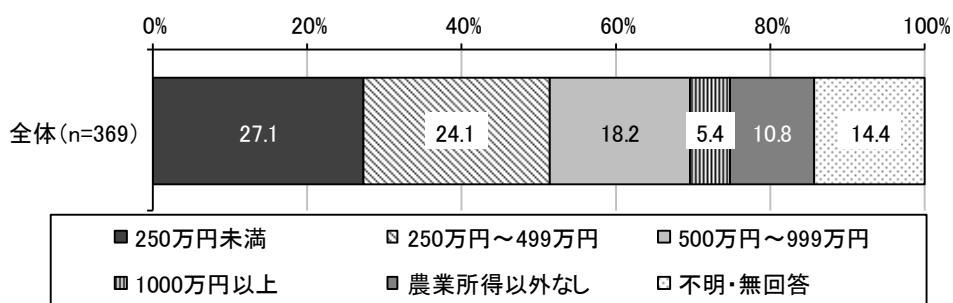
設問7 あなたの年間売上高について、あてはまるものに○をつけてください。 (単数回答)

年間売上高についてみると、全体では「500万円未満」が60.7%と最も高く、次いで「不明・無回答」を除くと、「500万円～999万円」が7.0%、「2000万円～4999万円」が3.5%となっています。



### 設問9 あなたの農業所得以外の所得金額について、あてはまるものに○をつけてください。

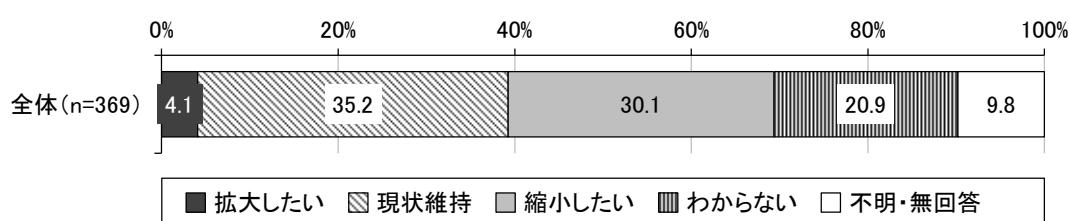
農業所得以外の所得金額についてみると、全体では「250万円未満」が27.1%と最も高く、次いで「250万円～499万円」が24.1%、「500万円～999万円」が18.1%となっています。農業所得以外で収入を得ている農家が一定数いることが読み取れます。



## 2 長期的な視点について

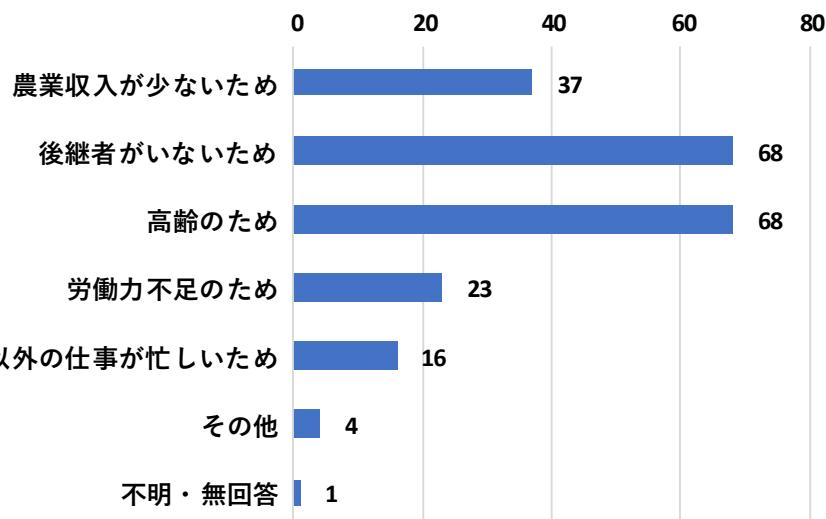
### 設問10-1 5年後の耕作する農地について、あてはまるものに○をつけてください。(単数回答)

5年後の耕作する農地についてみると、全体では「現状維持」が35.2%と最も高く、次いで「縮小したい」が30.1%、「わからない」が20.9%となっています。農地の規模を縮小したい傾向があると読み取れます。



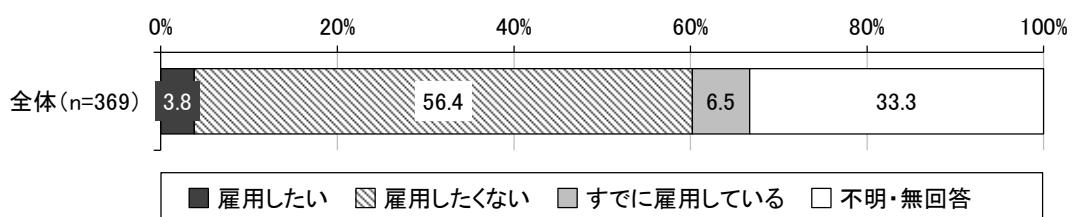
設問 10-2 設問 10-1 で「3 縮小したい」とお答えした方にお聞きします。その理由について、あてはまるものすべてに○をつけてください。（複数回答）

「後継者がいないため」、「高齢なため」がともに 68 票となっており、農地を縮小したい理由は農業者に起因することが読み取れます。



設問 12-1 家族、親族以外の雇用について、あてはまるものに○をつけてください。（単数回答）

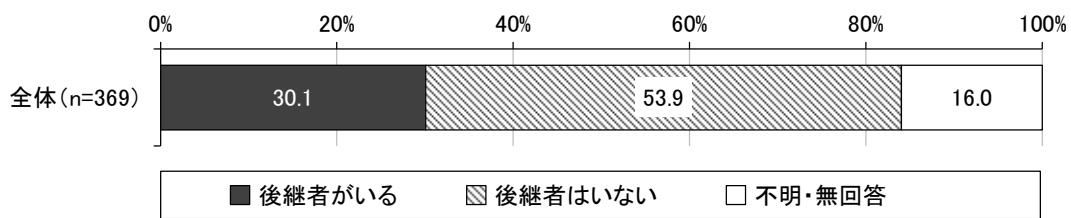
家族、親族以外の雇用についてみると、全体では「雇用したくない」が 56.4% と最も高く、次いで「不明・無回答」を除くと、「すでに雇用している」が 6.5%、「雇用したい」が 3.8% となっています。家族、親族以外の雇用に消極的であることが読み取れます。



### 3 後継者及び人材育成について

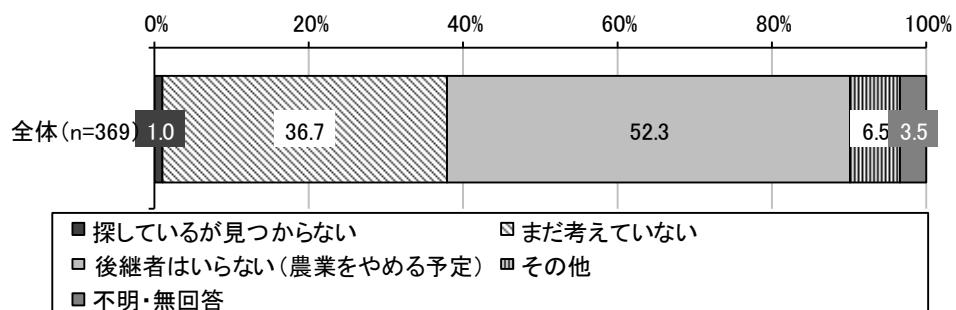
設問 14-1 農業後継者について、あてはまるものに○をつけてください。 (単数回答)

農業後継者についてみると、全体では「後継者はいない」が 53.9%と最も高く、次いで、「後継者がいる」が 30.1%となっています。



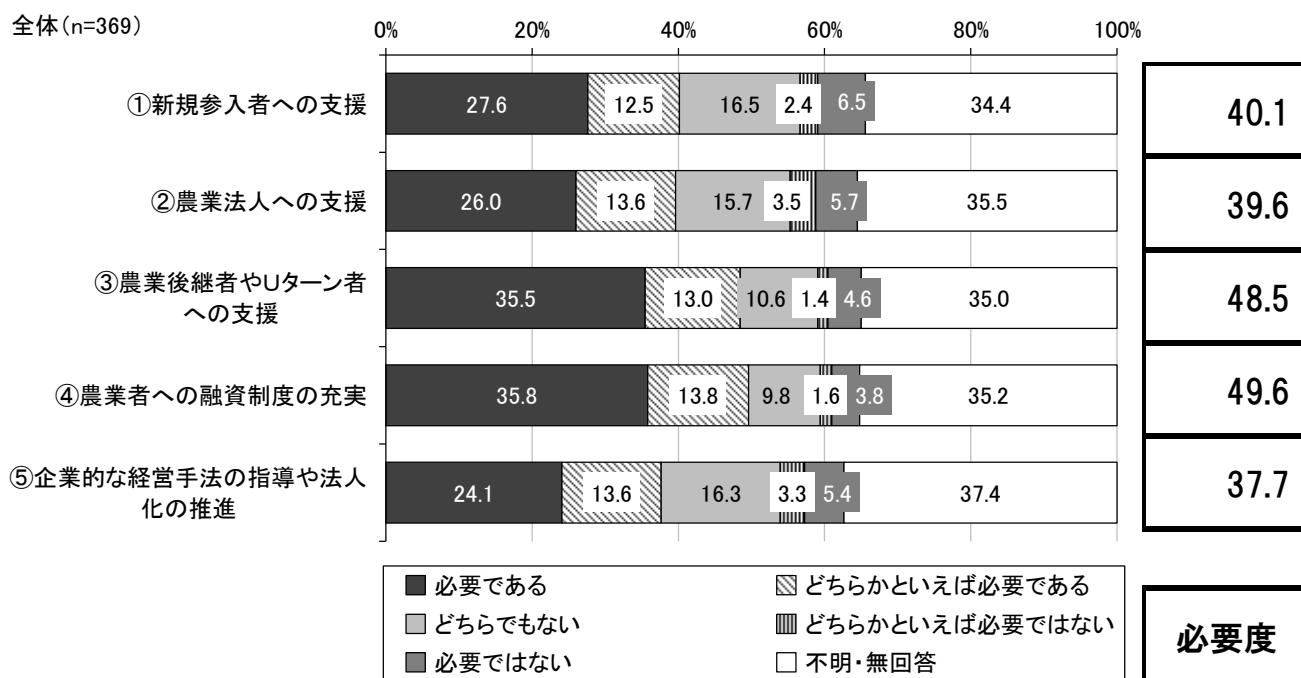
設問 14-2 設問 14-1 で「後継者はいない」とお答えした方にお聞きします。その理由について、あてはまるものに○をしてください。

全体では「後継者はいらない」が 52.3%と最も高く、次いで、「まだ考えていない」が 36.7%となっています。



設問 16 将来、久御山町においても担い手不足から引き受け手のない農地が発生することが予想されますが、あなたが必要だと思われる対策について、あてはまるものに○をつけてください。  
 (単数回答)

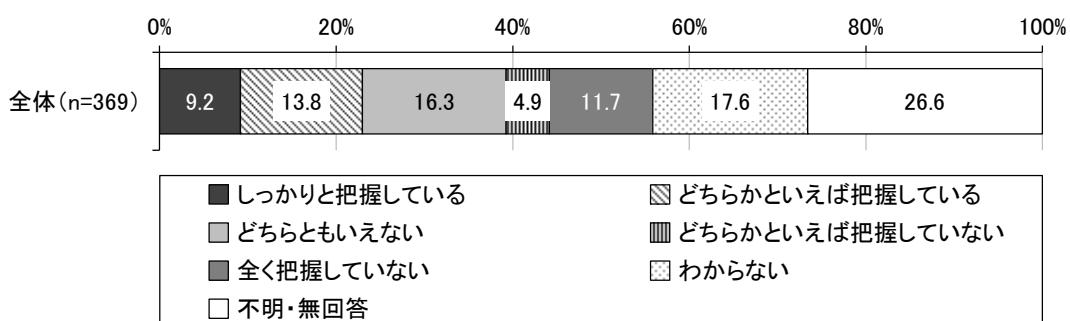
必要だと思われる対策についてみると、《③農業後継者やUターン者への支援》と《④農業者への融資制度の充実》では「必要である」と「どちらかといえば必要である」がともに5割程度と比較的高くなっています。また、《⑤企業的な経営手法の指導や法人化の推進》は、「必要である」と「どちらかといえば必要である」の合計が4割を下回っており、比較的低い割合となっています。



#### 4 農業の強みについて

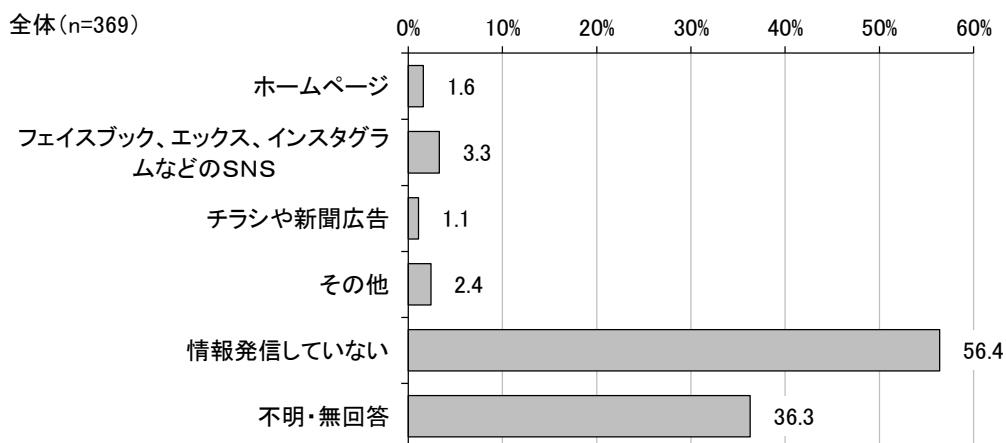
設問 17-1 農業を営むにあたって、自分（自社）の強みを把握していますか。あてはまるものに○をつけてください。（単数回答）

自分（自社）の強みについてみると、全体では「不明・無回答」を除くと、「わからない」が17.6%と最も高く、次いで「どちらかともいえない」が16.3%となっています。自分の強みを把握できている農家は少ないと思われます。



設問 18-1 自分（自社）の強みをPRするために活用している情報発信の方法について、あてはまるものに○をつけてください。（複数回答）

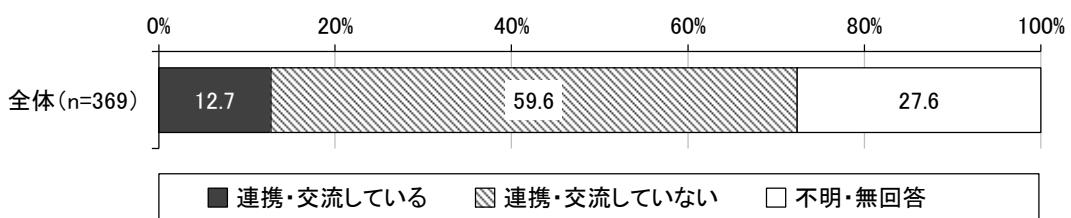
情報発信の方法についてみると、全体では「情報発信していない」が56.4%と最も高く、次いで「不明・無回答」を除くと、「フェイスブック、エックス、インスタグラムなどのSNS」が3.3%、「その他」が2.4%となっています。



## 5 連携及び交流について

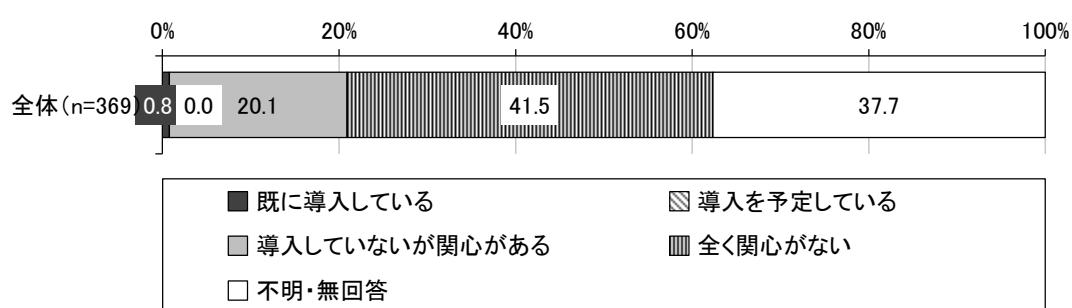
設問 20-1 同業及び異業種の方と連携・交流する機会がありますか。（単数回答）

同業及び異業種の方と連携・交流する機会についてみると、全体では「連携・交流していない」が59.6%と最も高く、次いで「不明・無回答」が27.6%、「連携・交流している」が12.7%となっています。



設問 23-1 先端技術（AIやIoT、ロボット等）を活用するスマート農業に関心はありますか。あてはまるものに○をつけてください。（単数回答）

スマート農業についてみると、全体では「全く関心がない」が41.5%と最も高く、次いで「不明・無回答」を除くと、「導入していないが関心がある」が20.1%、「既に導入している」が0.8%となっています。



## ○まとめ

### ■農業者の概要について

- ✓ 準主業農家や副業的農家が多く回答されていた。
- ✓ 年間の売上高 500 万円未満の農家が多く回答されていた。
- ✓ 農業以外で多くの所得を得ている農家多かった。

### ■長期的な視点について

- ✓ 今後、農業の規模を縮小したい農家が多く、その理由は農家の高齢化や後継者がいなかっためであった。
- ✓ 親族以外の雇用には消極的であった。

### ■後継者及び人材育成について

- ✓ 後継者のいない農家が半数以上であったが、その多くは後継者を検討していない、もしくは農業をやめる予定であった。
- ✓ 担い手不足を解消する施策として、農業後継者やUターン者への支援、農業者への融資制度の充実といった回答が多かった。

### ■農業の強みについて

- ✓ 自分の強みを認識している農業者は一定数いるが、それをほとんどが特に情報を発信していないなかった。

### ■連携及び交流について

- ✓ 同業者や異業種との交流はあまりできていなかった。
- ✓ スマート農業に関心がある農業者は一定数いるが、現在はほとんど導入されていなかった。全く興味がない農業者も多かった。

## **4 参考条例**

---

### ○久御山町産業振興会議設置要綱

(設置)

第1条 本町における、久御山町第3期産業振興計画の策定及び産業振興施策の検討を図るため、

久御山町産業振興会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議は、次に掲げる事項に関し調査審議し、又は意見を述べることができる。

(1) 久御山町第3期産業振興計画の策定に関すること。

(2) 久御山町における産業振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。

(3) その他産業振興施策の推進に関すること。

(組織)

第3条 会議は、別表1に掲げる機関が指定する者のほか、町長が特に必要と認める者を委員として構成する。なお、これらの委員は町長が委嘱する。

2 会議に、座長を置く。

3 座長は、委員の互選によって選出する。

4 委員の任期は、第2条に掲げる事項に係る審議が終了するまでとする。

(会議)

第4条 会議は、座長が招集し、主宰する。

2 座長は、必要と認めるときには、委員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第5条 会議の事務局は、久御山町事業環境部産業・環境政策課に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他会議の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年6月25日から施行する。

別表 1

団体名
久御山町市民団体
久御山町商工会
町内企業団体
京都やましろ農業協同組合
久御山町農業関係者
京都銀行久御山町支店
ハローワーク宇治
京都府
学識経験者

## ○久御山町環境基本条例

令和4年12月26日

条例第21号

私たちのまち久御山町は、古くは広大な湖沼であった巨椋池を中心に自然の恵みを享受し、多種多様な生態系を形成していた。この巨椋池沿岸での漁業のほか、町域内では古代から農業が盛んに営まれていたが、国営事業として巨椋池の干拓や周辺の耕地整理が実施されると、一大優良農業地帯が形成され、更なる緑豊かな環境の下で人々は生活を営み、歴史と文化を育んできた。

しかし、昭和41年に国道1号が開通すると、まちの様相は一変し、急速な経済発展を遂げ、都市化や人口増加が進み、農業を中心としたまちから農業と工業のまちへと姿を変える中で、農地の減少や自動車の排ガスによる大気汚染など都市型公害が顕在化することとなった。

また、経済発展による恩恵は私たちの生活を大きく変え、物質的な豊かさや便利さを得た反面、資源やエネルギーの大量消費を前提とする社会経済構造は自然環境や生活環境のみならず地球全体の環境に負荷をかけ、急速な地球温暖化の進展など大きな影響を与えていた。

私たちは健康で文化的な生活を営むうえで、健全で恵み豊かな環境を享受する権利を有するとともに、その環境を適切に保全し、将来の世代に継承していく責務を負っている。

この共通認識の下に、町、事業者及び町民がそれぞれの立場において環境の保全と創造に取り組むとともに、目指すべき将来像の実現に向けて相互に協力し、経済的発展と環境の保全、創造が互いに阻害することなく持続的に発展していく脱炭素社会をつくりあげていくため、ここに久御山町環境基本条例を制定する。

### (定義)

第1条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 久御山町（以下「町」という。）内において事業を行う者をいう。
- (2) 町民 町内において住所を有する者、土地若しくは建物を所有、管理又は占有する者、町内就業者、通学者及びその他本町に滞在する者をいう。
- (3) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (4) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、町民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (5) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生じる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び

悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接に関係のある財産並びに人の生活に密接に関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生じることをいう。

(6) 再生可能エネルギー エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成21年政令第222号）第4条に規定する太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスその他エネルギー源として永続的に利用ができると認められるものをいう。

(7) 循環型社会 廃棄物の発生を抑制するとともに、廃棄物のうち、有用なものをできる限り循環資源として使用し、かつ、適正な廃棄物処理により、天然資源の消費が節減され、環境への負荷ができる限り低減される社会をいう。

#### (基本理念)

第2条 環境の保全と創造（以下「環境の保全等」という。）は、町民が安全かつ健康で文化的な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保するとともに、これを将来の世代へ受け継いでいくことを目的として行わなければならない。

2 環境の保全等は、人と自然との共生を図るとともに、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な循環型社会の構築を目指し、町、事業者及び町民がそれぞれの責務に応じた役割分担の下に積極的に行わなければならない。

3 地球環境の保全は、現在及び将来にわたって、町民が健康で文化的な生活を営むことができる快適な環境を確保する上で極めて重要であるとともに、人類共通の願いでもあることを認識し、地域での取組を含め、国際的協力の下、積極的に推進しなければならない。

#### (町の責務)

第3条 町は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、町の区域の自然的社会的条件に応じた環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。

2 町は前項の施策の策定及び実施に当たっては、国及び他の地方公共団体と連携を図り、その推進に努めるものとする。

#### (事業者の責務)

第4条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に伴って生じるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全等のため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合に適正な処理を講じ、環境への負荷の低減に努めなければならない。

#### (町民の責務)

第5条 町民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

(町、事業者及び町民の協働)

第6条 町、事業者及び町民は、前3条に規定するそれぞれの責務を果たすため、協働して環境の保全等に関する施策及び活動を推進するよう努めなければならない。

(施策の基本方針)

第7条 町は、基本理念にのっとり、次に定める事項を基本方針として、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、実施するものとする。

- (1) 人の健康を保護し、生活環境及び自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壤その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
- (2) 生態系の保全、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、澄んだ空、美しい川、花と緑の自然等における多様な自然環境及び豊かな農地が保全、創造されること。
- (3) 人と自然との豊かな触れ合いを確保するとともに、心豊かに暮らすことのできる地域環境を創造するため、緑や水系などの自然と調和した魅力ある景観形成を推進するとともに、自然災害に強いまちづくりの推進に努めること。
- (4) 廃棄物の減量、資源及びエネルギーの消費の抑制並びに再生可能エネルギーの導入促進等の循環資源の再利用が徹底される施策の推進に努めること。
- (5) 温室効果ガスの排出削減等の地球環境の保全に資する施策の推進に努めること。

(環境基本計画)

第8条 町長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、久御山町環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 環境基本計画は、前条に規定する施策の基本方針に沿い、環境の保全等に関する施策の基本的事項をはじめ、取組施策、推進体制等について定めるものとする。
- 3 町長は、環境基本計画を定めるに当たっては、事業者及び町民の参画又は協力が得られるよう、必要な措置を講じなければならない。
- 4 町長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

(環境基本計画と他の施策との整合)

第9条 町は、施策を策定し、又は実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならぬ。

(環境状況等の公表)

第10条 町長は、毎年、町の環境の状況、環境基本計画に基づき実施された施策の状況等を公表するものとする。

(規制措置)

第11条 町は、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる行為について必要な措置を講ずるものとする。

(1) 公害の原因となる行為

(2) 自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれのある行為

2 前項各号に掲げるもののほか、町は、環境の保全上の支障を及ぼすおそれがある行為について必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第12条 町は、環境の保全等に関する施策の推進及び環境の保全上の支障の防止のため、必要かつ適正な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(公共的施設の整備)

第13条 町は、公園、緑地その他の公共的施設の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(自然環境の保全)

第14条 町は、生物の多様性の確保が図られるとともに、多様な自然環境が再生、保全及び創造されるように必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(資源の循環的な利用等の促進)

第15条 町は、環境への負荷の低減を図るため、資源の節減及び循環資源の再利用、エネルギーの節減及び有効的利用並びに廃棄物の減量が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全等に関する教育及び学習等)

第16条 町は、事業者及び町民が環境全般についての関心と理解を深め、環境の保全等に関する活動を行う意欲が増進されるよう、環境に関する教育及び学習の振興その他必要な措置を講ずるものとする。

(事業者及び町民の自発的な活動の促進)

第17条 町は、事業者及び町民が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全等に関する活動が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(久御山町環境の日の制定)

第18条 環境の保全等の重要性を再認識し、環境の保全等についての更なる意識醸成を図る機会とするため、環境基本法（平成5年法律第91号）第10条第2項に定める環境の日である6月5日を久御山町環境の日と定める。

(監視体制等の整備)

第19条 町は、環境の状況を把握し、環境の保全等に関する施策を適正に実施するため、必要な監視、測定、調査等の体制の整備に努めるものとする。

(地球温暖化の防止等に関する施策の推進)

第20条 町は、地球環境の保全に資するため、地球温暖化の防止、脱炭素社会の構築、オゾン層の保護及び再生可能エネルギーの導入に関する施策を積極的に推進するものとする。

(環境審議会の設置)

第21条 環境の保全等に関する基本的事項その他町長が必要と認める事項について、町長の諮問に応じ、調査し、及び審議するとともに、当該事項について町長に対し、意見を述べるため、環境基本法第44条の規定に基づき、久御山町環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

## ○久御山町みなくるタウン企業立地促進条例

令和5年12月26日

条例第25号

### (目的)

第1条 この条例は、久御山町みなくるタウン産業立地促進ゾーン（以下「みなくるタウン」という。）内において本店若しくは支店等又は工場、研究所その他の事業所（以下「事業場等」という。）を設置する本町内の地域経済を牽引し、かつ、脱炭素経営に取り組む企業に対して、固定資産税の軽減措置を図るとともに、障害者雇用創出助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより、本町の基幹産業（「農業」と「ものづくり」）の更なる発展及び産業振興の基盤の強化を図ること並びに障害者雇用の創出を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 投下固定資産 所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第3号まで、第6号及び第7号に掲げる資産をいう。
- (2) 投下固定資産額等 事業場等の設置に要する経費のうち、投下固定資産の取得、用地の造成、用排水施設の設置、高圧電力の引込み、道路の整備又は町長が必要と認める設備の整備若しくは調査に要する経費をいう。
- (3) 地元雇用者 事業場等で雇用されている従業員のうち、町内に住所を有する者であって、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第9条第1項の規定により被保険者となったことの確認を受け、かつ、1年を超えて引き続き雇用される者をいう。
- (4) 障害者 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条第1号に規定する者をいう。

### (対象企業の指定)

第3条 町長は、みなくるタウン内において事業場等を設置しようとする企業で、かつ、次の各号の全てに該当する企業を固定資産税の軽減措置及び助成金の助成対象企業として、指定することができる。

- (1) みなくるタウン内に立地した地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「地域未来投資促進法」という。）第13条の承認を得た企業又は久御山町内に事業所を有する企業でそれに準ずる企業
  - (2) 脱炭素経営に取り組む企業
  - (3) 敷地面積1,000m<sup>2</sup>以上又は投下固定資産額等（土地の取得を除く）5千万円以上の企業
  - (4) 地元雇用者（町内居住者の雇用予定がある場合も含む）を1名以上有する企業
- 2 町長は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ久御山町みなくるタウン企業立地促進審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴かなければならない。

3 第1項の規定による指定は、必要があるときは、条件を付すことができる。

(固定資産税の軽減措置及び助成金の交付)

第4条 町長は、前条第1項の指定を受けた企業（以下「指定企業」という。）に対し、固定資産税の軽減措置を行うとともに、予算の範囲内で、障害者の地元雇用の促進に係る事業について助成金を交付することができる。

2 前項の規定にかかわらず、当該事業場等が、企業の立地を促進するための京都府の補助金の交付対象となるときは、町からの助成金は交付しない。

(固定資産税の税率)

第5条 指定企業が所有する当該立地に係る固定資産（家屋に限る）に対して課する固定資産税は、当該立地の日から属する年の翌年の1月1日（当該立地の日が1月1日のときは同日）以後最初に課されることとなる年度から3年度分に限り、久御山町町税条例（昭和30年久御山町条例第22号）第62条の規定にかかわらず、当該固定資産税の税率を100分の0.7とする。

(助成金の額)

第6条 事業場等で雇用された新規障害者のうち、事業場等が稼働した日から3年間に限り、当該雇用の日から引き続き1年間久御山町内に住所を有している者1人につき、1回限り50万円を交付する。

2 助成金を交付する日は、事業場等が稼働した日から起算して1年を経過した日以後とし、1企業あたりの上限は500万円とする。

(地位の承継)

第7条 指定企業でない企業が、合併、営業譲渡、相続その他の事由により指定企業からその指定に係る事業場等を承継したときは、当該指定企業の地位を承継することができる。

2 指定企業の地位を承継しようとする企業は、町長の承認を受けなければならない。

3 町長は、前項に規定する承継の承認をしようとするときは、あらかじめ審査会の意見を聽かなければならぬ。

(指定の取消し等)

第8条 町長は、指定企業が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は停止し、久御山町町税条例第62条に規定する税率により算出した固定資産税の全部又は一部の納付をさせることができる。また、既に交付を受けた助成金の全部又は一部の返還をさせることができる。

(1) 第3条第1項に規定する指定の要件を欠くに至ったとき。

(2) 第3条第3項の規定により付した条件に違反したとき。

(3) 助成金の交付期間中に第3条第1項の規定による指定に係る事業場等の操業を休止し、若しくは廃止し、又はこれらと同様の状態に至ったと認めるとき。

(4) 偽りその他不正の手段により、第3条第1項の規定による指定若しくは助成金の交付を受け、

又は受けようとしたとき。

(5) 町税を完納しなかったとき。

2 町長は、前項の規定による指定の取消しをしようとするときは、あらかじめ審査会の意見を聴かなければならない。

(審査会の設置)

第9条 町長の諮問に応じ、企業立地促進について調査審議させるため、審査会を設置する。

2 審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(その他)

第10条 この条例の施行に関し、必要な事項は町長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(固定資産税の軽減措置)

第2条 令和6年4月1日から令和11年3月31日までに課される固定資産税に対し、適用する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和44年久御山町条例第20号）の一部を次のように改正する。

## 久御山町第3期産業振興計画（案）

令和7年12月

編集・発行 久御山町 事業環境部 産業・環境政策課

〒613-8585

京都府久世郡久御山町島田ミスノ38

TEL: 075-631-9964

または

0774-45-3914

FAX: 075-631-6149